第2会場

R3205

公共図書館における音環境の実態調査 ~図書館利用者の館内の音に対する意識に着目して~

伊川真以 (筑波大学大学院図書館情報メディア研究科) s1621597@u.tsukuba.ac.jp

抄録

公共図書館において図書館利用者はどのような音に対してうるさいまたは気になると感じているのかを明らかにするため、利用者の館内の音に関する音響心理実験及び質問紙調査を実施した。その結果、①利用者が特に不快だと感じる音は「利用者(子ども)の声」である、②利用者が感じる騒音の不快感に関しては、性別による差はない、③利用者は聴覚のみでなく、視覚からの情報も元に音を認知し、不快感を感じていることが明らかになった。

1. 研究背景と目的

現在,不特定多数の人々が利用する公共空間の音環境への関心が高まり,様々な調査を通しその実態や基本的な在り方が論じられている。
(1)しかし,公共空間の1つである公共図書館では音環境について関心が寄せられなかったため,未だに十分な調査や議論が行われていない。

近年の公共図書館は、他の施設と複合した図書館や環境 BGM を館内に流す図書館も登場しつつある。それに伴い従来よりもある程度にぎやかな環境に変化し、音環境の多様性が生まれている。⁽²⁾一方、「図書館は静かな場所である」という認識も根強いため、利用者からの音に関するクレームが後を絶たず、環境 BGM の導入への批判も存在する。⁽³⁾

植松は、望ましい図書館建築の姿として利用 者が図書館内で快適に過ごすことができるよう な豊かな空間への配慮が必要であり、図書館建 築において快適な音環境は重要な要素であると 述べている。⁽⁴⁾

主な公共図書館の音環境の先行研究として加藤による一連の研究がある。サウンドスケープ及びサウンドスケープ・デザインという考え方に基づき、公共図書館における音環境の改善と望ましい音環境のモデルを構築することを目的に研究を行っていた。1997年に浦安市立中央図書館を対象とした研究®では、利用者の音環境に対する意識を明らかにするために、質問紙調査と騒音計を用いた館内の音環境調査を実施している。また建築の分野では平柳らの研究®があり、利用者への音環境の意識に関する質問紙調査及び騒音計での実測調査を行っている。

いずれの研究も、利用者の音環境への意識と音 圧レベルなどの物理的な数値を調査している。 加藤は今後の課題として、音の種類や質、頻度 などの検討が必要であると述べていた。

海外においてシェフィールド大学の Jian Kang らの大学図書館の閲覧室における音場と音響快適性についての研究がある。 ⁽⁷⁾2 つの閲覧室の音圧レベル及び残響の測定をし、その後2 つのコンピューターモデルを用いたシュミレーションの比較を行っている。

そこで本研究は、公共図書館において図書館 利用者がどのような音に対して「うるさい」ま たは「気になる」と感じているのかを明らかに する。利用者が感じる音の種類や質、頻度など を調査することによって今後の公共図書館の音 環境の改善に繋がるのではないかと考える。

2. 研究手法

本研究では、図書館利用者の館内の音に対する音響心理学アプローチによる実験を行った。 具体的には、公共図書館内でスマートフォン用アプリを用いて、館内の音を録音しつつ実験参加者に「うるさい」または「気になる」音が出現したタイミング(時間)を記録するという形式をとった。記録する内容は、「うるさい」または「気になる」音が出現した時間と録音するため図書館の館内の音である。実験場所は茨城県T市の中央図書館、実験参加者はT市内にある大学の大学生及び大学院生である。予備実験を行い、手法の問題点等を明らかにした上で本実験を実施した。

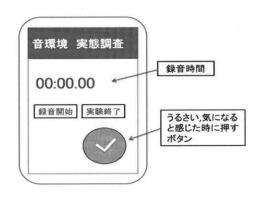


図1 実際に使用したアプリ

2.1 予備実験

予備実験は、2015年10月31日にI県T市にあるT公共図書館で大学院生3名の実験参加者を対象として実施した。実験の手順は、まず実験前に質問紙調査を行った。その後実験参加者に30分の間、図書館内で自由に行動をしてもらい、同時にスマートフォン用アプリを使用して「うるさい」または「気になる」音が出現した際に記録してもらった。

表 1 利用者が気になるとした音の傾向

	実験参加者A	実験参加者B	実験参加者C	音の傾向
			3	0.42
子どもの泣き声			0.42	
e: 4 III e 34 4 4	1(1)	3	2	0.52
乳幼児の泣き声	0.14(2)	0.08	0.29	
	4	16	1	1.24
物音	0.57	0.53	0.14	
	1	7	1	0.46
人の話し声	0.14	0.18	0.14	
	1	4		0.24
せき払い	0.14	0.1		
幼児の叫び声		3		0.08
		0.08		
		4		0.1
ページをめくる音		0.1		
****		3		0.08
携帯の着信音		0.08		
7 U+ 0 =	1	1		0.17
子どもの声	0.14	0.03		
公田の本		1		0.03
幼児の声		0.03		
椅子を引く音				
D. 4.	1			0.14
足音	0.14			
回数の合計	9	39	7	

(1) 個人の音の種類ごとの出現回数

(2) 個人の音の種類の出現頻度/騒音による不快感を感じた回数

実験の結果、図書館利用者が特に「うるさい」 または「気になる」と感じた音は「物音」であり、続いて「人の話し声」、「乳幼児の泣き声」 であった。(表1)また利用者は人から発せられる音が気になる傾向があることが分かった。

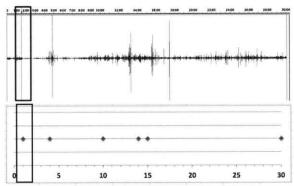


図 2 実験参加者 A の録音データ, 音の出現時間

さらに、音の性質と利用者が感じる「うるさい」または「気になる」音の質には違いがあることが判明した。図2の上のグラフ(波形)は実験参加者 A(以下 A)の録音データの波形であり、図2の下の◆はAの気になる音が出現した時間を表している。図の黒線で囲んでいる箇所を比較すると、実際の録音データの波形の振幅は小さいにもかかわらず、A はその音が気になる音としていることが分かる。つまり A が気になる音は、実際の音の音圧レベルとしては大きな音ではなかったのである。予備実験において、音の性質と人間の聴覚を通した音の質には違いがあることが示唆された。

また、利用者の行動によって気になると感じる音に違いがあり、気になると感じる音の出現する場所についても考慮する必要があることが明らかになった。

2.2 本実験

2015年12月12日(土)と12月16日(水)の2回にわたり、予備実験と同様にT公共図書館で本実験を実施した。実験参加者はT市内にある大学生と大学院生の男性6名、女性6名(計12名)である。本実験の目的は、利用者が館内で聞こえるどのような音に対してどこで「うるさい」または「気になる」と感じるのかを明らかにすることである。また予備実験を踏まえて、行動と場所を統制した。具体的には、実験参加者に移動せずに読書のみをしてもらった。場所は、図書館内を図3のようにAエリア、Bエリア、Cエリアの3つに分けてそれぞれの場所ごとに実験をした。

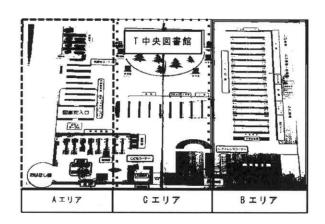


図3 T公共図書館の館内図

手順は、まず事前質問紙調査を行った。その後、3つのエリアでそれぞれ実験を行い、20分毎にスマートフォン用アプリで図書館の館内の音の音量を計測した。また実験後にも質問紙調査を行った。

3. 実験結果

3.1 公共図書館の音や音環境に対する意識

実験の事前に行った質問紙調査の結果は、以下の通りである。実験参加者の普段の読書環境としては、「静かな」な環境の中読書をしている人が多かった。公共図書館の音環境のイメージは、「静か」である人が7名、その他は「気にならない」と回答している。図書館の望ましい音環境は、本実験において「静かな環境」よりも「ある程度音がある環境」を望む人が上回る結果となった。

表 2 普段の読書環境

普段の読書環境	人数		
静かな環境	8		
ある程度音がある環境	4		
合計	12		

表3 音環境に対するイメージ

音環境に対するイメージ	人数
静か	7
気にならない	5
合計	12

表 4 望ましい音環境

望ましい音環境	人数
静かな環境	4
ある程度音がある環境	8
合計	12

静かな環境を望ましいとした理由としては、 「主に読書活動を中心とする公共図書館の場合 は静かな方が望ましいため」等が挙げられ、あ る程度音がある環境を望ましいとした理由は 「静かすぎると小さな音でも過剰に反応して まう」等であった。

実験後の質問紙調査の結果,実験を実施した際の図書館の音環境については,「静かな環境」が2名,「気にならない環境」5名,「にぎやかな環境」5名という結果であった。また館内での読書しやすいエリアは、図書館の入口から遠い一般書架付近のエリアCであることが分かった。さらに、館内で発生していた音の中で1番「うるさい」または「気になる」と感じた音の種類は、「子どもの声」、「子どもの足音」であった。理由としては、「物が動いた時に目で追ってしまって、気になったから」、「急に大きな音が発生したから」、「人の声として意味が認識されるとうるさく感じてしまう」等が挙げられていた。

3.2 うるさいまたは気になる音の傾向

利用者がうるさいまたは気になると感じた音は「物音」、「利用者(子ども)の声」、「携帯(スマホ)の着信音」、「足音」、「咳」、「利用者(大人)の声」、「車の走る音」、「空調の音」、「機械音」という9つの種類が存在した。1番多かったのは「利用者(子ども)の声」81回であり、続いて「物音」64回、「利用者(大人)の声」38回であった。

表 5 個人ごとの気になる音の傾向

人/音の種類	G	男	1 男	D 女	E 男	C 女	H 女	A 女	K 女	F 男	B 男	J 女	L 男	合計
物音		0	3 0.75	1 0.17	16 0.35	10 0.24	3 0.10	3 0.43	0	5 0.38	10 0.48	8 0.50	5 0.20	64 3.6
利用者(子供) の 声		0	0	1 0.17	17 0.37	18 0.43	18 0.58	0.29	3 1.00	4 0.31	5 0.24	5 0.31	8 0.32	81 4.02
携帯・スマホ の 着 信 音		0	0	0	0.04	0	0	1 0.14	0	0.08	0	0	0	0.26
足音		0	0	1 0.17	0	4 0.10	0.03	1 0.14	0	0	1 0.45	0	0	0.89
喥		0	1 0.25	1 0.17	5 0.11	3 0.07	0	0	0	0	1 0.45	0	0.04	1.09
利 用 者 (大人)の声		0	0	1 0.17	5 0,11	4 0.01	9 0.29	0	0	2 0.15	4 0.19	3 0.19	10 0.40	38 1.51
車の走る音		0	0	0	0.02	0.02	0	0	0	0	0	0	0	0.04
空調の音		0	0	0	0	0.02	0	0	0	0	0	0	0	0.02
バ 一 コ ード リーダーの音		0	0	1 0.17	0	0.02	0	0	0	1 0.07	0	0	1 0.04	0.3
音の出現数		0	4	6	46	42	31	7	3	13	21	16	25	214

3.3 性別による気になると感じた音の傾向

性別による図書館の館内の「うるさい」または「気になる」音の傾向について触れていく。図4は縦軸がうるさいと感じた音の回数であり、横軸が不快に感じた音の種類を表している。図4から、音の感じ方の傾向に差は無いが、今回の結果では女性の方が男性よりも「利用者(子ども)の声」を「うるさい」または「気になる」とした回数が多いということが分かった。男女で音の感じ方は全く同じではなく、ある程度差はあることが明らかになった。

(回数)

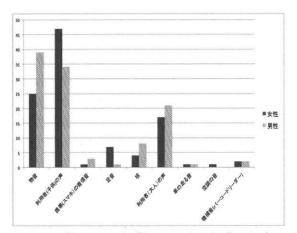


図4 性別による「気になる」と感じた音

3.4 エリアごとの「気になる」と感じた音

本実験では場所の統制を行ったため、館内の構造による利用者がうるさいまたは気になると感じた音の傾向を明らかにすることができた。エリアごとの傾向としては、「Bエリア」が1番利用者にとって気になる音が多いという結果となった。特徴的なのは、レファレンスカウンター付近にある「Bエリア」において「利用者(子ども)の声」の出現数が多いという点である。理由としては、「Bエリア」は子どもコーナーに近くそこからの声が直接響いているからであると考えられる。今後は、公共図書館の館内の建築構造や建築音響との関連づけることによってより詳しく分析ができると考える。

4. まとめ

本研究では、音響心理学的アプローチから公 共図書館における利用者の館内の音に対する意 識を明らかにするために実験を行った。

本実験において利用者がうるさいまたは気に

なると感じた音は、特に「利用者(子ども)の声」 であり次いで、「物音」、「利用者(大人)の声」で あることが分かった。この結果は、加藤(6)の研 究で明らかになった好ましくない音(子どもの 声,子どもの足音等)の結果と類似したものにな った。また、利用者がうるさいまたは気になる とした音の性質と利用者が感じる音には違いが 生じることも判明した。例えば、大きくて高い 音でも, 利用者が気になると感じることがない 場合があるということが分かったのである。さ らに、質問紙調査では図書館利用者の音に対す る認知する際の特徴も得られた。利用者は単に 聴覚で音を聞いただけで音を判断するのではな く,視覚から得られた情報も含めて音を評価し, 不快であると認識しているのではないかと考え られる。

5. 引用文献

- (1)加来治郎ほか. 音環境デザイン. コロナ社, 2007, 245p, (音響テクノロジーシリーズ/日本 音響学会編.12).
- (2) 植松貞夫. 近年の複合施設内の図書館の傾向. 図書館雑誌. 2016, vol. 110, no. 4, p. 210-213.
- (3) 加藤修子. 都道府県立図書館の音環境の現状と音環境に対する意識:図書館におけるサウンドスケープデザイン. 文化情報学: 駿河台大学文化情報学部紀要. 1998, vol.5, no.2, p.11-26.
- (4) 植松貞夫. 図書館施設論. 樹村房, 2014, 186p.
- (5)加藤修子. 図書館におけるサウンドスケープ・デザイン:浦安市立中央図書館における利用者を対象とした音環境調査及び騒音計による調査より. Library and Information Science. 1996, vol. 36, p.1-22.
- (6)平柳伸樹, 鮎坂徹, 増留麻紀子. 図書館の複合化による音環境が利用者に与える影響についての研究. 日本建築学会研究報告. 九州支部. 2014, no.53, p.101-104.
- (7) Jian Kang, Zhen Du. Sound field acoustic comfort in library reading rooms.

KANG,In: Proceedings of the 10th international congress on sound and vibration. Stockholm, Sweden, 2003. p.4779-4786.

レファレンス質問の回答形態に対する一般の人々の期待

古澤智裕 * 松林麻実子 * 佐藤哲司 *

【抄録】レファレンス質問における回答形態の選好傾向,すなわち簡潔なものと情報量が多いもののどちらが好まれるか,情報源に対する評価を含むべきか否か,を明らかにすることを目的としてオンライン調査を行った。調査対象 300 名に,20 件のレファレンス質問とそれに対する複数の異なる回答(「列挙」「簡潔」「推薦」「指示」の4つの回答形態)を提示し,好ましい順に順位をつけてもらった。結果として,情報源に対する何らかの評価を含むとともに,ある程度量のある回答が求められていることが明らかになった。

1. はじめに

図書館のレファレンスサービスとは、利用者 が自らの持つ問題意識に基づいて発した質問に, 図書館員が様々な情報源を参照しつつ回答する 一連のプロセスである。最終的な回答として提 供されるのは何らかの情報(源)である。この サービスにおいてこれまでは、利用者の根本的 な問題意識を明らかにし適切な資料や情報を提 示することが重要だとされてきたり。長澤によ れば、レファレンス質問に対して回答するとき には、利用者の問題意識に合致した適切な資料 を提供することに加えて「質問者の期待に応じ た回答の量を決めること」や「担当者の能力や 質問者の希望に応じて情報源の評価を行うこと」 などが重要である 2)。そして、利用者に満足を 与えるためには、「回答の量」や「情報源の評価」 などについて, 利用者に応じた個別対応を行う べきであるとされている。しかし、インターネ ット上の質問応答サービスの普及などを受けて, 人々の回答に対する期待は一定の傾向(例えば 「できるだけ簡潔な回答」や「回答者の意見を 含んだ回答」を求める、など)を持つようにな っているのではないかと思われる。本研究では、 「回答の量」や「情報源に対する評価の有無」 によって生み出される回答の差を「回答形態」 と定義し、人々がどのような回答形態を好まし いと感じるのかについて調査を行った。

これまで、レファレンスサービスにおいては一般的に、"探索の結果得られた情報(源)につ

いては何ら評価を加えないものとされて" ②きた。一方で、Katzのように、図書館員は提供物に対し何らかの評価や解釈などをすべきであるとする研究者も存在する ③。本研究は、上記のように相反する考え方が存在する「情報源に対する評価を行うべきか否か」という観点に対して、レファレンスサービスの利用者の観点から回答を試みるものである。

2. 研究手法

2.1 レファレンス質問における回答形態

レファレンス質問に対する回答について、「回答の量」、「情報源の評価」という2つの観点から4つの回答形態を定義した(表1参照)。まず、「評価の有無」の観点から、回答に評価の含まれるものと含まれないものの2つに分け、前者を「列挙」と定義した。後者については「回答の量」及び「評価の方法」の観点から、回答量を極力減らしたものを「簡潔」、複数の情報を提示しその中の一つを推薦する回答を「推薦」、提示した情報のレベルや読み順に関する指示を行うものを「指示」とそれぞれ定義した。

「列挙」型の回答では、複数の情報源が提示され、その中からどの情報源を利用するかは質問者にゆだねられる。「簡潔」型の回答では 1 つの情報源のみが提示されるので、質問者は他にどのような候補がありうるのかを知ることができない。「推薦」型の回答では複数の情報源が提示された上でその中の特定の情報源が推薦さ

れるので、質問者は図書館員による「推薦」を 評価する材料を与えられたことになる。「指示」 型の回答では情報源の読み順やレベルなどが提 示されるため、他の回答と比較して質問者が得 る情報量が多い。

なお、全ての回答形態において提示する情報 源は正しいものとする。

表1 4つの回答形態

	女・1 700日日が心
回答形態	定義
A 列挙	適切だと思われる情報源を複数 提示する
B 簡潔	最も適切だと思われる情報源を1 件のみ提示する
C 推薦	複数の情報源を提示し, その中の 特定の文献について推薦を行う
D 指示	複数の情報源を提示し、それらの 読み順や対象読者を指示する

2.2 質問セット

本研究では調査に用いるレファレンス質問と して, 多様な回答形態を想定可能な文献紹介型 のものを採用した。具体的には、レファレンス 協同データベース 4における調査種別の項目が 「文献紹介」である質問を参考にしながら、前 述の 4 つの回答を考えうる質問を 20 問作成し た。なお、質問の内容を表す主題として「歴史・ 地理」,「自然科学」,「技術」,「芸術」,「恋愛相 談、人間関係の悩み」、「生き方、人生相談」、「芸 能人」、「ギャンブル」の8項目を設定した。こ れはレファレンスサービスにおいて比較的よく 質問される主題(「歴史・地理」、「自然科学」な ど)と Q&A サイトでよく質問される主題 (「恋 愛相談、人間関係の悩み」、「生き方、人生相談」、 「芸能人」など)では、利用者が期待する回答 形態が異なるのではないかと予想したためであ る。

2.3 調查対象

調査対象は日本国内に居住する 15~79 歳の 男女 10,000 名から, スクリーニングによって 抽出した 300 名とした。スクリーニングでは, (1) Q&A サイトの利用頻度, (2) 図書館の利用 頻度, (3) 図書館員であるかどうか, を尋ねた。 そして、Q&A サイト及び図書館の利用頻度の 高低の組み合わせによる4つのグループを作り、 それぞれのグループにおいて 75 名を無作為抽 出した(ただし、図書館員だと回答した者につ いては抽出の過程で除外している)。なお、本研 究においては「週に1度以上利用する」ことを 「利用頻度が高い」としてグループ分けを行っ た。図書館員を除外したのは、本研究では質問 者の期待を明らかにすることを目的としている からである。

調査対象者には、レファレンス質問1問につき4つの形態の回答を提示し、回答として好ましいと感じる順に順位を付けてもらった。なお、本研究では一般的な質問応答サービスではなく図書館におけるレファレンスサービスを研究対象としていることから、調査に際しては全ての質問について「レファレンスサービスを受けることを想像」してもらい「質問をあなたが図書館でしたと仮定して」という条件を提示している。調査は楽天リサーチ株式会社に委託し、2016年2月8日~2016年2月13日に行われた。

3. 結果

3.1 回答形態の選好傾向

各質問において調査対象者によって最も好ましいと判断された回答形態についての集計結果を表2に示す。4つの回答形態のうち「推薦」が最も好ましいと判断された。ただし、次に多い「指示」との差はほとんどない。「簡潔」「列挙」を最も好ましいと判断した者は2割以下にとどまった。「簡潔」、「推薦」、「指示」を合わせると全体の80%以上を占めることから、調査対象者は回答者の評価が含まれることを期待していると言える。一方で、「簡潔」より「推薦」「指示」を好ましいと感じる回答が多いことから、回答には評価が含まれ、かつある程度の量があることが期待されていると言える。

すなわち、レファレンス質問では、単に適切な情報源を複数提示するのみにとどまらない、 回答者による評価を含む回答が期待されている。 ただし、利用者は1件の情報源だけを示される よりも、複数の情報源を提示された上で、どれ を読んだら良いのかを教えてもらうことを望んでいる。

表 2 回答形態の選好傾向

	列挙	簡潔	推薦	指示	合計
件数	1, 086	1, 263	1, 839	1,812	6, 000
割合	18. 1%	21.1%	30, 7%	30. 2%	100.0%

次に、年代による回答形態の選好傾向を表 3 に示す。年代別の全体的な特徴として、10/20 代のみ4つの回答形態を同様に好む傾向にあり (ただし「推薦」のみ若干支持が減る)、30 代以降は全体の傾向とほぼ同様であった。また、10/20 代のみ他の年代と比べて「簡潔」を好ましいとする回答が多い。ここから、10/20 代では、情報源の評価を不要だと考える者が一定数存在するとともに、好ましいと感じる回答形態が他の年代と比較して多様であると言える。

なお、調査対象者の性別(男性 182名,女性 118名)によって回答形態の選好傾向に違いは 見られなかった(χ 2=4.2799, P = 0.2328 > .001で有意差なし)。

3.2 図書館/Q&A サイトの利用頻度と回答形態の関係

図書館の利用頻度の高低によって調査対象者を2群に分け、それぞれの回答形態の選好傾向を集計した結果を表4に示す。この結果に対して、カイ二乗検定を行ったところ、 $\chi^2=20.118$ 、P=0.0001605 < .001であり、有意な差が認められた。図書館の利用頻度が高いグループの方が利用頻度の低いグループに比べ「簡潔」を好み、「推薦」や「指示」といった回答形態を好まないことから、図書館をよく利用するユーザーほど複数の情報源を回答に提示される必要はなく答えとなる情報源を1件提示されれば良いという期待が現れていると考えられる。

一方で、Q&A サイトの利用頻度の高低によって調査対象者を 2 群に分け、それぞれの回答形態の選好傾向を集計した結果に対して、カイニ乗検定を行ったところ、有意差は認められなかった($\chi^2=9.7753$ 、P=0.02058>.001)。

表3 年代による回答形態の選好傾向

年代 (人数)		列挙	簡潔	推薦	指示	合計
10/20代 (18)	件数	95	92	77	96	360
	割合	26.4%	25.6%	21.4%	26. 7%	100.0%
30代 (64)	件数	261	166	422	431	1, 280
	割合	20.4%	13.0%	33.0%	33. 7%	100.0%
40代 (94)	件数	436	370	580	494	1,880
	割合	23, 2%	19.7%	30. 9%	26.3%	100.0%
50代 (73)	件数	262	257	475	466	1, 460
	割合	17.9%	17.6%	32.5%	31. 9%	100.0%
60/70代 (51)	件数	209	201	285	325	1,020
	割合	20.5%	19.7%	27.9%	31. 9%	100.0%

表 4 図書館の利用と回答形態の選好傾向

図書館の利	用頻度	列挙	簡潔	推薦	指示	合計
古八	件数	696	555	881	868	3,000
高い	割合	23. 2%	18.5%	29. 4%	28. 9%	100.0%
低い/	件数	567	531	958	944	3,000
利用しない	割合	18. 9%	17.7%	31.9%	31.5%	100.0%

表 5 主題内容別の回答形態選好傾向

質問の主題	列挙	完結	推薦	指示	合計
レファレンスサービスでよくみられる質問	651	746	1, 204	999	3, 600
	18. 1%	20. 7%	33.4%	27.8%	100.0%
Q&A サイトでよくみられる質問	435	517	635	813	2, 400
	18. 1%	21.5%	26.5%	33. 9%	100.0%

3.3 質問の主題と回答形態の選好傾向

質問を、主題という観点からレファレンスサービスでよくみられる質問群(12 問)と Q&A サイトでよく見られる質問群 (8 問) に分けて、全体の回答形態の選好傾向を集計した結果を表 5 に示す。この結果に対して、カイ二乗検定を行ったところ、有意差が認められた(χ^2 = 41.279、P=5.706×10 9 <.001)。

レファレンスサービスでよくみられる質問、 すなわち「歴史・地理」「自然科学」などの主題 を持つものについては「推薦」が特に好まれる 一方, Q&A サイトでよくみられる質問, すな わち「恋愛相談、人間関係の悩み」「生き方、人 生相談」などの主題を持つものについては「指 示」が特に好まれる結果となった。これは、レ ファレンスサービスでよく見られる質問は,何 らかの知識を求めるものが多く、様々な情報源 の関係よりも最も良い情報源で主題知識につい て知りたいといった期待があるからではないか と考えられる。 一方で Q&A サイトでよくみら れる質問は、「心が癒される本を貸してほしい」 というような方法を問うものが多かったため、 出来るだけ多様な情報に触れたいという期待が 現れたのではないかと推測される。

4. おわりに

本研究では、人々が好む回答形態の傾向を明らかにすることを目的として、レファレンス質問への回答に対する意識調査を行った。

全体的に、情報源に対する評価が含まれない 回答よりも含まれる回答の方が、情報源につい ては1件だけ示されるよりも複数示される方が、 好まれることが明らかになった。どのように情 報源に対する評価を行うかという点では、最も 適切な情報源のみを提示するよりも、複数の情 報源を提示した上でそれらに対する評価を示し た回答の方が好まれることがわかった。なお、 複数の情報源に対して行う「評価」の種類としては、複数の情報源を提示しつつ、その中で最も適切だと思われるもの示す「推薦」と、複数の情報源を、それらをどのような順序で読んでいったらよいか、に関する情報とともに提示する「指示」のいずれも、一定の支持を集めた。

質問者の属性や質問の主題によって回答形態の選好傾向は若干変動した。ただし、10/20代の人々は回答形態に対する選好傾向が分散しており、さらに Q&A サイトの利用頻度の高低が選好傾向に影響しなかったことから、インターネット利用頻度の高い人々に特別な選好傾向が存在するわけではないことが言える。

謝辞

本研究は 2015 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) 25280110 (代表者 佐藤哲司) の助成を 受けて行われた。

引用文献

- (1) 齋藤泰則. "レファレンスプロセスとレファレンスインタビュー". 利用者志向のレファレンスサービス: その原理と方法. 勉誠出版, 2009, p. 57-88.
- (2) 長澤雅男. "質問回答の提供". レファレンス サービス: 図書館における情報サービス. 丸善, 1995, p. 186-189.
- (3) William A. Katz. "The Answer". Reference Services and Reference Processes. 8th ed., 2002, McGraw-Hill, p.156-160, (Introduction to Reference Work, Vol. 2).
- (4) 国立国会図書館. "レファレンス協同データベース". レファレンス協同データベース. http://crd.ndl.go.jp/reference/, (参照 2016-04-22).

実体「表現形」優先モデル再論:特定の実体を優先することの帰結とは何か

谷口祥一(慶應義塾大学文学部) taniguchi@z2.keio.jp

[抄録]発表者は以前に「テキストレベル実体を基盤にした概念モデル」の提案と検討を行った。本発表では、同モデル(「表現形優先モデル」)を含め、FRBR モデルの実体構成を素材にして、その優先する実体を変化させたときにどのような相違が生じるのかを確認する。FRBRから6つのモデルパターンを派生させ、各実体のインスタンスの必須度や個人等と関連づける実体などについて、モデル間にどのような相違が生じるのかを確認した。そして、これらの相違を特定の実体を優先することの直接的または間接的な帰結であると結論づけた。

1. はじめに

発表者は以前に「テキストレベル実体を基盤にした概念モデル」の提案と検討を行った10-40。それは、現行処理方式に対応する体現形(manifestation)を基盤とする概念モデルとそれに依拠するメタデータ作成から、テキストレベル実体を基盤として採用したモデルおよびメタデータ作成方式への転換を意図したものであった。テキストレベル実体は、FRBRにおいては「表現形(expression)」が該当するため、「表現形優先モデル」とここでは呼称する。最近、このモデルを好意的に評価する論考を目にする機会があり50、再び取り上げ検討する価値や余地があると考えるに至った。

FRBR をはじめとして、情報資源全般あるいは特定種別に対する記述メタデータの概念モデルは多数存在する。実体関連モデルによる呼称を用いれば、情報資源を多レベル実体(複数の実体)によって表すモデルにおいては、実質的にいずれかの実体が優先されているが、こうした点がモデルにおいて必ずしも明示されているわけではない。優先される実体が異なれば、実体群の構成が同じでも、属性等の付与が異なり、最終的には異なるメタデータの作成に通じる。つまり、メタデータの相互運用性においても、いずれの実体を優先するかは重要な問題である。

本発表では、体現形を優先する FRBR モデルを素材にして、表現形優先モデル、著作優先モデルなど、可能なモデルパターンを派生させ、各実体インスタンスの必須度や個人等と関連づける実体などにおいて、相互にどのような相違が生じるのかを確認する。

なお、モデルを構成するすべての実体を同等に扱う(つまり優先させる実体をもたない)モデルは原理的にはありうるが、複数の実体が同一の属性群を重複して備え、かつそれらすべてのインスタンスが必須となるなど、メタデータ

の作成等において現実的ではない。

2. 表現形優先モデルとそのメリット

実体「表現形」を優先させることにより、物 理的な媒体やフォーマットから独立して「コン テンツ」を捉え、それに基づくメタデータ作成 が可能となる。それは、手元のアイテム(個別 資料:item)から出発し、表現形まで安定して 抽象化できることを指す(これまでの方式は体 現形への抽象化にとどまる)。テキストの微細 な変更などは捨象し、タイトル等の外形的な手 がかりによってテキストの同一性が示される ことを前提とする。つまり、表現形ごとに通常、 タイトルと責任表示等が付与される、逆にいえ ば同一表現形が体現形ごとに異なるタイトル 等を有することは再出版など例外的なケース に発生する以外は稀であることに依拠してい る。他方、著作のレベルまで抽象化させること には揺れが伴い、安定的に行うことは一般に困 難である。

また、現在は多様な媒体やフォーマットにおいて同一表現形が複数出現している状況にあり(紙媒体の図書と電子書籍、紙媒体の雑誌と電子ジャーナルなど)、それらは独立した異なる体現形であるが、表現形では単一のインスタンスにまとめられるというメリットがある。

表現形という単一実体内においても、その設定単位(粒度)は複数ありうる。提案モデルでは、そのうち最も細かな単位が適切と考える(ただし、テキストの微細な変更などは捨象する)。これにより、ある著作の日本語訳といったレベルではなく、XX氏による日本語訳、さらには同一翻訳者による YY 年の翻訳などが設定単位となる。その結果、通常、体現形に近い粒度となる。

なお、表現形優先モデルが有効である資源タイプは、図書(紙媒体、電子媒体)、図書・逐次刊行物等に収録された論文・記事(紙媒体、

電子媒体) に加えて、録音資料、電子資料など が考えられる。他方、書写資料や博物資料など には有効ではない。

こうした提案モデルと共通した趣旨をもつ、 後続のモデルには、下記のものがある。

- · FaBiO, the FRBR-aligned Bibliographic Ontology.⁶⁾⁻⁷⁾ (2012 年?)
- · Dublin Core Application Profile for Scholarly Works.⁸⁾⁻⁹⁾ (2007年)

これらはいずれも論文等の学術的な刊行物 を主たる対象とするモデルであり、表現形を優 先していると捉えることができる。

3.優先する実体を変化させたモデル間の特徴比較

これまでに提案されている個々のモデルは、 構成する実体の定義などさまざまであり、優先 する実体の異なりがどのような相違をもたら すのかは分かりにくい。そこで、実体構成を FRBRと同一にした上で、優先する実体を変化 させたモデルパターンを設定する。つまり、著 作(W)ー表現形(E)ー体現形(M)という構成を とるモデルにおいて、優先する実体を変化させ、 下記のモデル1からモデル6を設定する。

モデル1:表現形(E)を優先した提案モデル

モデル2:体現形(M)を優先したモデル

モデル3:著作(W)を優先したモデル

 $\underline{\text{モデル 4}}$:表現形(E)と体現形(M)を統合させた 実体を優先したモデル

<u>モデル 5</u>: 著作(W)と表現形(E)の統合実体を優 先したモデル

モデル6:著作(W)と「主たる表現形」(PE)の 統合実体を優先したモデル。OLAC (Online Audiovisual Catalogers)の提案によるもの 図 1~6に、これらのモデルを実体インスタ ンスのレベルで表し、実体の主たる属性を併せ て示した。二重枠線で示したインスタンスは、 他の実体にその存在や同定が従属する弱実体 を表す。

次に、上記の個々のモデルにおいて、下記の 事項がどのように扱われるのかを確認し、その 結果をモデル相互で比較する。

- a) 各実体のインスタンス設定単位と必須度、カーディナリティ。インスタンスの設定単位は何か。設定は必須か任意か。いずれかの実体に従属する弱実体か。また、実体間関連のカーディナリティ(基数)は何か。
- b) 個人等の実体との関連。いずれの実体が著作者や翻訳者・演奏者等の個人等と関連づけを されるのか。

- c) アイテム (個別資料) に出現したタイトル や責任表示等が、そのままでいずれの実体の属 性とされるのか。
- d) 総合タイトルをもつアイテム、もたないアイテムの扱い。集合的実体の扱いに該当
- e)縮約・改訂・翻訳・編曲の扱い
- f) 同一コンテンツ (表現形に相当) で、形態 的側面のみ異なるものの扱い

それぞれのモデルにおける上記事項の扱い を、表1に簡潔にまとめて示した。

これらの結果から下記の 2 点を、特定の実体を優先することの帰結と結論づけた。

- 1) 優先した実体のインスタンスはすべてのケースにおいて設けられ、アイテムに出現したタイトル等がそのまま割り当てられる。例外は、著作を優先するモデルである。
- 2) 上記の点、すなわちインスタンスの存在が 安定して仮定でき、かつその同定・識別に足る 属性値をもつ実体とそれ以外との区別が波及 し、個人等の実体との関連づけ、集合的実体に 相当するケースの扱い、縮約・改訂等の扱い、 同一コンテンツの場合の扱いなどにモデルご との相違が生じる。

引用文献

- 1) Taniguchi, Shoichi. "A conceptual model giving primacy to expression-level bibliographic entity in cataloging," *Journal of Documentation*. Vol. 58, No. 4, 2002, p. 363-382.
- Taniguchi, Shoichi. "Conceptual modeling of component parts of bibliographic resources in cataloging," *Journal of Documentation*. Vol. 59, No. 6, 2003, p. 692-708.
- 3) 谷口祥一「テキストレベル実体を基盤にした概念モデルと書誌レコード作成」『図書館目録とメタデータ:情報の組織化における新たな可能性』日本図書館情報学会研究委員会編. 勉誠出版,2004, p. 57-77. (シリーズ・図書館情報学のフロンティア,4)
- 4) Taniguchi, Shoichi. A Conceptual Modeling Approach to Design of Catalogs and Cataloging Rules. ひつじ書房, 2007, 317p.
- 5) Coyle, Karen. FRBR, Before and After: A Look at Our Bibliographic Models. American Library Association, 2016, p. 18, 19-20, 27, 110, 115.
- 6) FaBiO. http://www.sparontologies.net/ontologies/fabio/source.html, (参照 2016-0410).
- 7) Peroni, Silvio and David Shotton. "FaBiO and CiTO: Ontologies for describing bibliographic resources and citations," *Web Semantics*. Vol. 17, 2012, p. 33-43.
- 8) Allinson, Julie. *et al.* "A Dublin Core application profile for scholarly works," *Ariadne*. Issue 50, 2007. http://www.ariadne.ac.uk/issue50/allinson-et-al/, (参照 2016-0410).
- 9) SWAP. http://www.ukoln.ac.uk/repositories/digirep/index/SWAP, (参照 2016-0410).

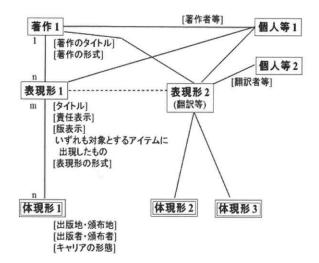


図1 モデル1:表現形優先モデル

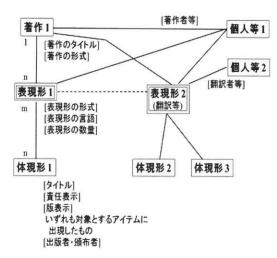


図2 モデル2: 体現形優先モデル (FRBR)

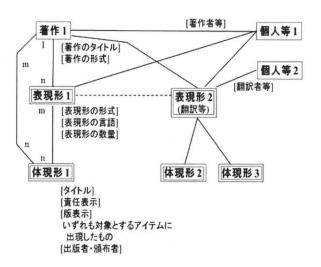


図3 モデル3:著作優先モデル

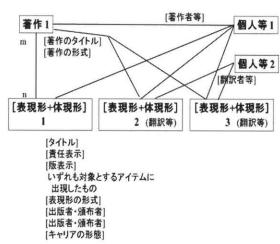


図4 モデル4:[表現形+体現形]優先 モデル

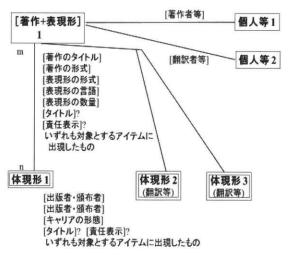


図5 モデル5:[著作+表現形]優先 モデル

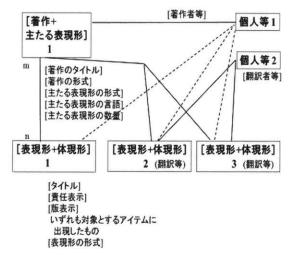


図6 モデル6:[著作+主たる表現形] 優先モデル

表1 モデル間の特徴比較

-	モデル1	モデル2	モデル3	モデル4	モデル5	モデル6
	W-E(優先)-M	W-E-M(優先)	W(優先)-E-M	W-[E+M](優先)	[W+E](優先)-M	[W+PE](優先)-[E+M]
	提案モデル	FRBR				OLAC
a-1) 実体定義と インスタンス設定 単位		FRBR	FRBRと同じ	[E+M]は、通常、Mの単位 でインスタンス設定	[W+E]は、Eの単位でインス タンス設定	[W+PE]は、Eの単位でイン スタンス設定。 [E+M]は、通常Mの単位で インスタンス設定
	E:必須 M:必須(Eに従属)	属) M: 必須	W: 必須 E: 任意(Wに従属) M: 任意(E/Wに従属)	W:必須/任意? E+M:必須	M: 必須([W+E]に従属)	[W+PE]:必須 [E+M]:任意?
連のカーディナ リティ		W-E:1対多 E-M:多対多	E-M:多対多 W-M:多対多	W-[E+M]:多対多		[W+PE]-[E+M]:多対多
**************************************	翻訳者等:Eとの関連	著作者等:WおよびEとの 関連 翻訳者等:Eとの関連	著作者等:WおよびEとの関連 翻訳者等:Eとの関連	[E+M]との関連 翻訳者等:[E+M]との関連		著作者等:[W+PE]との関連。[E+M]との関連? 翻訳者等:[E+M]との関連
c) アイテムに出 現したタイトル等 の扱い	Sec. Of Management of Sec.	Mの属性とする	Mの属性とする		[W+E]の属性とする? あるいは、Mの属性とする?	[E+M]の属性とする
d-1) 総合タイト ルをもつアイテ ムの場合	のインスタンスが想定され、構成部分のタイトルは Eに割り当てる	のインスタンスが想定され、構成部分のタイトルはWic割り当てる?	構成部分に対応するW-E のインスタンスが想定され、 構成部分のタイトルはWに 割り当てる	定され、構成部分のタイト ルは[E+M]に割り当てる。こ のとき、[E+M]はEの単位で インスタンス設定	定され、構成部分のタイトルは[W+E]に割り当てる	構成部分に対応する {W+PE]または[E+M]、ある いはその両者のインスタン スが設定されるのか不 明?
ルをもたないア イテムの場合	立したW-Eインスタンスと する。 それらが同一Mのインスタ ンスと関連づけられる	立したW-Eインスタンスと する。それらが同一Mのイ ンスタンスと関連づけられ る	個々の構成部分ごとに独立 したW-Eインスタンスとす る。それらが同一Mのインス タンスと関連づけられる	立したW-[E+M]インスタン スとする。それらが親アイテ ムのW-[E+M]インスタンス と全体部分関連となる	構成部分タイトルを並べた 全体を[W+E]とする?	個々の構成部分タイトルを 並べた全体を[E+M]とす る。個々の構成部分ごとに 独立した[E+M]または [W+PE]、あるいはその両 者のインスタンスを設定す るのかは不明?
e) 縮約、改訂、 翻訳、編曲の扱い	それぞれが独立したE(同一Wの下で、元のEとは異なるE)となる	それぞれが独立したE(同一Wの下で、元のEとは異なるE)となる	それぞれが独立したE(同一Wの下で、元のEとは異なるE)となる	(同一Wの下で、元の [E+M]とは異なる[E+M])と なる	それぞれが独立した[W+E] (元の[W+E]とは異なる [W+E])となる。それらを同 ―Wとして関連づけはでき ない	それぞれが独立した[E+M] (元の[E+M]とは異なる [E+M])となる
f) 同一コンテンツ(表現形に相当)で形態的側面のみ異なるものの扱い	それぞれが独立したMとなり、同一Eと関連づけられる	り、Eが設けられていれば、	それぞれが独立したMとなり、同一WまたはEと関連づけられる	それぞれが独立した[E+M] となり、同一Wと関連づけら れる(ただし、同一Wに属 する他の[E+M]と混合され る結果となる)	それぞれが独立したMとなり、同一[W+E]と関連づけられる	それぞれが独立した[E+M] となり、同一[W+PE]と関連 づけられる(ただし、同一 [W+PE]に属する他の [E+M]と混合される結果と かる)

東京帝国大学附属図書館「洋書著者書名目録編纂略則」における図書館用語翻訳の問題

今野 創祐(京都大学附属図書館、同志社大学大学院) imano.sosuke.5v@kyoto·u.ac.jp

抄録 戦前から戦後にかけて発表された日本の目録規則に関する文献において、「記入する」という用語の表す意味には混乱が存在した。和田萬吉によって翻訳され、1903年に公表された東京帝国大学附属図書館「洋書著者書名目録編纂略則」は米国の目録規則を翻訳したものであるが、この時点で既に、同様の意味の混乱が生じていたことを発見した。

1. 研究の背景と目的

戦前から戦後にかけて発表された日本の 目録および目録規則に関する文献を考察す る際、「記入する」という表現には注意が必 要である。

「記入する」という表現は、戦前から戦後にかけては「単に個々の書誌事項を記述する」という意味で用いられる場合と「図書の書誌事項をまとめて記録する」という意味で用いられる場合の両方があった。

この「記入する」という表現は、当時の 目録規則の根幹に関わる重要な用語である ため、この表現に関する歴史的な経緯について考察する。その手段として、本稿では、 東京帝国大学附属図書館「洋書著者書名目 録編纂略則」における「記入する」という 表現をめぐる訳出の問題について明らかに したい。なお、本稿では、文献・誌名・書 名および人名等はなるべく原典に近い表記 を心がけたが、(特に引用において)一部の 文字は現用の字体とした。

2.「記入する」という表現をめぐる問題1

1937年に、京都帝国大学の司書であった 天野敬太郎は「圕研究」10巻1号に「「日 本図書目録法案」ノ研究 理論的及ビ比較的考察」という論文を発表した。この論文は、「圕研究」9巻2号で発表された「日本図書目録法案」に関する論評である。ここで天野は「日本図書目録法案」に対する問題点をいくつか指摘するが、その一つとして、用語に難解と不統一が相当あることを指摘した。天野は、この論文の中で、「日本図書目録法案」において、「記入」という用語の意味・用法において混乱があることを指摘し、以下のように主張した。

「英米ノ用法ニヨレバ名詞entryハ(中略) 図書ニ就イテノ記録デアル。単ニ個々ノ事 項ヲ記スコトハ記録デナク、所定ノ事項ガ 纏ッテ記サレタモノガ記録デアル」

「To enterトハentryノ動詞形デアル」

「個々ノ記載事項ヲ「記ス」(書ク)ヲ意味スル用語ハ、大体giveヲ用イテenterトハ区別シテイル。即チ標目ヲ定メテ記録ヲ作ラシメル場合ニハ、ALA§1 (Author entry) Enter a work under the names of its author・・ノ如クニenterヲ用イ、記録ノ構成分子タル各事項ヲ記サシメル場合ニハ、ALA§137(Titles of rare books) Give the title of colophon of books of exceptional rarity or curiosity in full・・・ノ如クニ giveヲ用イenterデハ

ナイ」 ここで、天野の主張した用語の使い分けを まとめると、以下の表のようになる。

英語	日本語	意味
	訳	
entry	記入(記	図書の書誌事項がま
	録)	とまって記録された
		もの。 (名詞)
(to)	記入(記	図書の書誌事項をま
enter	録) する	とめて記録する。
		(動詞)
(to)	記す (書	単に個々の書誌事項
give	<)	を記述する。(動詞)

もっとも、当時、「記入」という用語に関する混乱を指摘した人物は天野にとどまらない。同様の指摘は、当時、台北帝国大学司書であった武田虎之助²や、和歌山高等商業学校図書課職員だった鈴木賢祐からもなされた³

それでは、こうした「記入(する)」という語をめぐる用法の不統一はどこから始まったのであろうか。その源流を探る試みとして、以下、和田萬吉によって翻訳された東京帝国大学附属図書館「洋書著者書名目録編纂略則」の成立までの過程と訳語について考察したい。

3. 「洋書著者書名目録編纂略則」の成立

ここでは議論の前提として、東京帝国大 学附属図書館「洋書著者書名目録編纂略則」 の成立までの歴史的経緯を概観する。

日本において標準目録規則策定の第一歩となったのは、1876年に制定された東京書籍館の内規「和漢書目録凡例十三條案」であった。4その後、和漢書を対象とした目録

規則としては、1893年に日本文庫協会が発 表した「和漢図書目録編纂規則」(文部省著 『図書館管理法』金港堂.1900 付録) など が作成された。また、洋書を対象とする目 録それ自体は、1874年時点で東京開成学校 が文部省に対し、和漢書、英、仏、独、蘭 書の言語別に編纂された書籍目録を提出し ており5それ以降もしばしば作成された。し かし、洋書を対象とする明文化された目録 規則は、1897年に制定された東京帝国大学 附属図書館「洋書著者書名目録編纂略則」 以前のものは確認されていない。この「洋 書著者書名目録編纂略則」は、A.L.A.が 1883 年に策定した目録規則「Condensed Rules for an Author and Title Cataloging. J を翻訳したものとして広く知られている。 以下、1883 年に刊行された Library Journal の 8 号に掲載された「Condensed Rules for an Author and Title Cataloging. J の全文と、1903年に刊行された「図書月報」 1巻9号に掲載された「洋書著者書名目録 編纂略則」の全文を対照することによって、 「記入(する)」という語をめぐる翻訳の 問題について考察する。

4. 「洋書著者書名目録編纂略則」における訳語

和田萬吉は1890年から1923年まで東京帝国大学に勤務し、1897年から附属図書館長をつとめた人物である。和田の作成した「洋書著者書名目録編纂略則」の項目は次の通りである。「一、記入(entries)」から「七、排列(arrangement)」までの7つの項目を作り、それぞれの項目内にいろは順に平仮名を割り振って細則の順番とする構

成になっている。(各項目の右に記載している平仮名は、その項目内に含まれる細則の順番である)この目録規則は「Condensed Rules for an Author and Title Cataloging.」の全文を、可能な限り原文に忠実に翻訳しようと試みたものであった。

- 一、記入 (entries) い-の
- 二、標目 (headings) い-ほ
- 三、書名 (titles) い-は
- 四、出版事項 (imprints) いを
- 五、目次(contents)及び備考(notes) ※細則なし

六、雑件 いへ

七、排列 (arrangement) い-と

この全文において、和田が「記入する(記入し、記入すべし)」と訳した語のうち、対応する原語があるものは20存在する。そのうち原語が「to be entered」であるものは14、「(to) be put」であるものは3、「to be recorded」であるものは1、「to be given」であるものは2となっている。

以下、原文と和田の訳文を対照し、具体 的な事例をいくつか考察する。

原文A「The *Bible*,or any part of it(including the Apocrypha),in any language,is to be entered under the word Bible.」

訳文A「聖書 (Bible) 或は其一部 (Apocrypha を含む) は、国語の如何に拘らず、Bible の語の下に<u>記入すべし</u>。」(下線はいずれも引用者による)

ここで「記入すべし」の訳語に対応する 「to be entered」は、まさに天野が指摘す るように「図書の書誌事項をまとめて記録 する」という意味合いである。

次に、以下の事例を見る。

原文B「After the title are to be given,in the following」

訳文B「書名の後には、左記の事項を左 記の順序にて<u>記入すべし</u>。」(下線はいずれ も引用者による)

ここで「記入すべし」の訳語に対応する 「to be given」は、同様に、天野が指摘す るように「単に個々の書誌事項を記述する」 という意味合いである。

一方で、和田は、3ヶ所の「to be given」は「記す」と訳出しており、これらはいずれも「単に個々の書誌事項を記述する」という意味合いである。

「記入」および「entry」という目録用

ここで「記入する」という用語について、 和田がどのように捉えていたかについて考 えたい。和田自身が「記入する」という用 語の定義について言明した文献は見当たら ないが、1896年に「國學院雑誌」2巻5号 に掲載された「書目 其種類及び編纂法」 という論説において、和田は「著者記入法 は、著者の姓名を掲出し、之を標目として 書籍を記入する方法なり」と書いている。 この記述より、和田は「記入する」という 用語を「図書の書誌事項をまとめて記録す る」という意味合いで認識していたものと 考えられる。

一方、「entry」という用語は、当時、欧 米においてどのような意味合いだったのか について考察する。和田が訳した目録規則 「Condensed Rules for an Author and Title Cataloging.」においては、「entry」 の定義は明示されていないが、A.L.A.の目 録委員会の委員長であった Cutter は、自身の著書において、この用語に対し「the registry of a book in the catalog with the title and imprint」と定義している6。

この定義からも、「entry」を作成するという意味を持つ動詞「to be entered」は元来、「図書の書誌事項をまとめて記録する」という意味合いを持つと考えられる。

また、Cutter 以前に目録規則を作成した 人物である Panizzi も、1841 年に発表した 目録規則において、以下の通り「to be entered」と「to be given」という用語を使 い分けている。

「XXIII.Works in more languages than one, accompanied by the original, to be entered in the original only, unless the title be accompanied by a translation or translations, in which case such translation also to be given.」 7 (下線はいずれも引用者による)

この文章を訳すにあたって、高橋泰四郎は「to be entered」を「記入される」、「to be given」を「記載される」と訳し分けているが⁸、「to be entered」は「図書の書誌事項をまとめて記録する」、「to be given」は「単に個々の書誌事項を記述する」という意味合いで用いられている。

では、和田はなぜ「to be given」という 用語を「記入する」と訳してしまったので あろうか。一つの可能性として、単純な訳 出のミスと考えられるが、他の可能性とし て、先行して作成された和漢書を対象とす る目録規則の用語が影響を与えた可能性が 考えられる。「和漢図書目録編纂規則」にお いては「記入すべし」という表現は2回使 用されているが、いずれも「単に個々の書 誌事項を記述する」という意味合いで用いられているため、和田に混乱を引き起こした可能性も考えられる。

6. まとめ

以上、考察したように、日本初の公にされた欧米目録規則の全訳である「洋書著者書名目録編纂略則」の時点で、既に「記入する」という表現の訳出については混乱が見られることが判明した。今後は、こうした和田の訳出における混乱が、その後の図書館用語をめぐる議論にどのような影響を与えていったのかをより具体的に研究したい。また、その後の時代の目録規則の訳出の過程において、どのような訳出上の問題があったかについても明らかにしていきたい。

【引用・参考文献】

¹今野創祐.天野敬太郎の生涯.大学図書館問 題研究会誌 40. 2015,4-6p

²武田虎之介.目録法のイロハ(一).図書館 雑誌 27(5).1933,95-101p

³鈴木賢祐.図書館用語の問題をめぐつて.図書館雑誌.28 (4) .1934, 108-114p

⁴志保田務.日本における図書館目録法の標準化と目録理論の発展に関する研究.学芸図書.2004,59p

⁵ 高野彰.帝国大学図書館成立の研究.ゆまに 書房.2006,235p

⁶ Charles A. Cutter. Rules for a dictionary catalogue.Govt.print.off.1889,12p

⁷ British Museum. Dept. of Printed Books.catalogue of printed books in the british museum vol.1. London: Printed by order of the Trustees, 1841,6p

⁸高橋泰四郎. 基本記入から見た目録規則 の発展. 図書館研究シリーズ 7.1962.69p

助手からみる東京帝国大学経済学部図書室の役割

河村 俊太郎 †

† 愛知淑徳大学人間情報学部

†n-kawa@ka2.so-net.ne.jp

本発表では、東京帝国大学経済学部の教育・研究体制の中における助手の役割を明らかにした上で、助手と図書室の関係から、部局の運営組織と図書室との関係について検討した。助手は研究のための身分であったが、図書の選書、分類、演習への出席などを通じて学部の教育・研究体制の中に位置づけられていた。そして、そうした運営組織が成り立っていたことで専門的かつ幅広い蔵書を持つ図書室が可能となっていたことが明らかとなった。

1 はじめに

現在、電子書籍、インターネットなどの新しいメディアが普及しつつある中で、学問の教育研究成果とそれを成り立たせる知からなる学問的知の在り方も変化しつつある。だが、学問的知を主に扱ってきた大学、特に学問的知において特権的な地位を持つ図書を所蔵している、メディアによる知的基盤である図書館においてその在り方がどのようであったのかについては明らかにされてこなかった。

それを明らかにするためには、日本の学問的知の重要なモデルであった東京帝国大学における大学図書館の役割を明らかにする事が重要となる。また、その際、東京帝国大学は分散的な運営を行っていたため、各部局の図書館についてその役割を明らかにしつつ、中央と部局の関係を検討していく必要がある。これまで、河村1において、(1)教授や助教授といった教官は図書館の提供する知識基盤を、自らの研究に特化したものではなく、広くその部局の研究者が利用するものと位置づけていたこと、(2)部局図書館と中央図書館からなる図書館システムの中では、教官は中央から部局への統制を拒んでおり、逆に部局から中央を統制しようとしていたことを明らかにしてきた。

だが、この研究では図書館システムについて、 教官の知識の世界と図書館との対応関係を中心に 検討しており、個々の教官からなりつつもそれ自 体一つの特殊な性質を持つ、部局の運営組織全体 と図書館との関係については十分に検討すること がなされなかった。

そこで、本発表では東京帝国大学の部局の運営 組織上の特徴を示しているものとして助手に注目 する。助手は部局ごとに多様な役割を与えられており、その在り方は個々の教官ではなく、図書館を含めた部局に対する運営組織の捉え方を反映していると考えられる。岩田²も、講師以上の大学教授職は研究、教育を自立的に果たすことが期待されている点では共通性が高い一方、助手職はその範疇でとらえられないことを指摘している。

助手の役割は、大学の主な機能である研究、教育へのウェイトの違いから分類できるという指摘がある³。本発表では、助手の役割が研究中心という部局、経済学部に焦点を絞り、図書館と助手との関係から、メディアによる知識基盤が部局の運営組織によって受けていた影響について検討を行う。

2 先行研究

東京帝国大学の助手制度については、中野⁴が、その制度の始まりから多様である事を明らかとしている。助手制度は1893年に制度化されたが、それまでに大学内における役割や位置づけが何度も変化していた。そして、教育研究補助員としての助手と東京帝国大学卒業生の卒業後研修のための助手の二つのパターンが母型となりつつも、各部局ごとの事情にあわせて発展していった。

岩田⁵は、そういった助手制度が、各帝国大学、部局ごとの独自の事情によりその後どのように発展していったのかについて、各帝国大学の数年分の助手について検討し、帝国大学教授との接続関係、そして、助手がどのような集団から構成されていたのか、という点から検討した。その結果、助手の出身学校は、全体としては高等教育機関卒業者を中心にしながらも、学部によって異なっており、例えば東京帝国大学の経済学部は法学部と

並んでほぼ全助手が帝国大学出身である一方、工 学部は一人も帝国大学出身者がいなかった。助手 後のポストに関しても、高等教育機関の教官にな れるものがほとんどを占める部局もあれば、まっ たくその後が不明なものが多い部局もあった。勤 続年数については、理科系学部は文科系学部に比 べて勤続年数の長い助手が多かった。助手の職務 内容は、文科系学部は主に研究のための助手、理 科系学部は主に教育研究補助のための助手であっ たことが指摘されている。学問分野ごとに適切な 教育・研究体制の在り方が異なっていることがこ れらの原因であると岩田は指摘しており、文献を 通じた研究が多い文科系学部と、実験が必要とな る理科系学部とで助手の役割が異なるのもそのた めと考えられるとしている。

だが、各学部、各学科において部局の運営組織が求める教育・研究体制とその中で助手がどのような位置づけであったのかについては具体的には検討されておらず、また、その中で図書館が助手とどのような関係にあったのかは十分に検討されていない。

3 本発表のリサーチクエスチョン

以上をふまえて、本発表のリサーチクエスチョンは以下の通りとなる。

- 東京帝国大学経済学部の助手は部局の教育・ 研究体制の中でどのように位置づけられてい たか
- 経済学部の助手が研究、教育に対して与えられていた役割が、図書館の運営に影響していたか

4 経済学部及び図書室の概要

まずは、経済学部に関わる状況をみていき、次 節の助手の役割と図書館との関係の検討につなげ ていく。

4.1 制度的な部局の位置づけ

経済学部は河村⁶において示されているように、 集中的な運営を行っていた。図書室を含めて教官 や講座ごとなどの小さな単位に分かれず、全体で 一つの単位として運営が行われていた。場所とし ての研究室も、法学部から独立する前から一つあ るのみであった。

経済学部の制度的な変遷の画期となる時代は以 下の3つである。

- 1 法学部独立前 (~1919年)
- 2 関東大震災前 (1919年~1923年)
- 3 関東大震災後 (1923年~)

まず、1では経済学部は基本的に法学部の中の一学科に位置づけられていた。法律学関係の授業科目が多いことは、経済学部の独立後も変わらない特徴となった⁷。経済学科は法学部の中で徐々に自らの地位を固めていき、物理的な場所も得た。それが、経済学部及びその図書室の直接の前身の1つとなる経済統計研究室であり、1900年に設立された。

また、経済学部は演習が重視されており、1910年に外国人教師ヴェンチヒによる、演習のための教室、研究室及び専門図書館が不可欠だと強調した「東京帝国大学ニ於ケル経済学教授法改良意見」がその後の経済学部に大きな意味を与えた。これをうけた形で、1911年3月には、研究室規則の原案が提出され、書籍室をおくこと、"学術的事務"を担当する助手、そして、"書籍ノ出納ソノ他"を任とし"所謂ビブリオテカーノ専門図書掛タルコト"である事務員をおくことなどが決定した8。

その後、経済学部は1919年に法学部から独立し、2の時期に移る。この時期学部事務員が図書を管理し、教官や助手が図書の選択を行っていた。蔵書は、ある程度集中的な管理がなされていた。当時学生であった脇村義太郎は"『田尻文庫』の書物と一般図書とあって、ゼミナールをやる学生はそこまで入ることができた"9と述べており、一部ではあるが学生も閲覧可能であった。

そういった中で、1923年に関東大震災が起こり、経済学部の蔵書はほぼ全て失われ、3の時期に移る。研究室の復興は1927年になされ、学部で所蔵している図書を集中的に管理し、教官と学生が自由に利用できる体制がよりはっきりしたといえる¹⁰。実際、学生閲覧室は常に八割方埋まっていた¹¹。"一般的勉学のためには主として図書館(現在は「総合図書館」と呼ばれている)を利用するが、演習のための報告準備やリポート作成準備のためには主として経済学部を利用するという体制ができた"¹²。

以上のように、経済学部では部局だけではなく 図書室について集中した運営を行っており、学部 の教育の重要な部分であった演習の準備を学生が 行うためなどに用いられていた。

4.2 教官と図書室の関係

河村 ¹³ では、経済学部図書室が個々の教官に どのように位置づけられていたのか、蔵書の構成 と学問的動向、経済学部のインフラ、教官の専攻 との関係から明らかにした。

その結果、個々の教官の研究よりも日本における経済学研究全体的を反映した、学生を含む学部内の経済学研究者一般の為に運営される図書室として位置づけられていたと結論された。ただし、教官の研究においては私蔵書が中心となり図書室はそれほど重要ではなく、また、図書室の蔵書購入の際に見計らい図書を持ち込んできた丸善などの書店が蔵書の質に影響を与えていたことが示された。

5 助手の役割と図書室と助手の関係

助手と図書室の関係をみていくために、まずは 部局における助手の役割についてみていく。その 上で、助手と、図書室の最も重要な要素である蔵 書との関係をみていく。

5.1 部局における助手の役割

脇村義太郎は"うちの助手は僕にいわせれば、 すでに一国一城の主だった。教授、助教授に付属 した助手ではないんですよ"¹⁴ と、経済学部の助 手は研究のための助手としての役割を強く持って いたことを指摘している。

研究室図書室の新規購入した図書を専門別に分類することと教官の演習に出席することしか仕事はなかったと、1929年から 1932年まで助手であった大河内一男も述べている 15 。

また、脇村は自身が助手であった 1924 年ごろには研究室図書室では蔵書を 2 つの方法で購入していた、と述べている ¹⁶。1 つめは、書店が持ってきた図書の見計らいである。この見計らいは、助教授と助手の担当であった。2 つめは、教官が希望した図書の購入であるが、基本的にはこれはあまり行われず、1 つめの購入法が重要であった。

助手の仕事は少なく、基本的には研究のための 助手であったことが分かるが、その中でも図書室 担当の事務員が別個いたも関わらず、図書の整理 や選書を助手が申し付けられていたことは注目に 値する。選書と図書の分類は、単に人手が足りな かったため助手にまわされたわけではなく、図書 館の専門的な仕事であり、事務員ではなく、経済学 の学問的知をある程度身につけたものが行うべき であると考えられていたことがうかがえる。こう した選書や分類の甲斐もあって、演習や学生によ る図書室の利用が可能とされていたと考えられる。

5.2 助手の専攻と蔵書

では、そういった助手の専攻と選書された図書はどのような関係にあったのだろうか。これまでの検討を踏まえた上で、購入された蔵書と助手の専攻の関係を見ていく。まず既に述べた学部のインフラが大きく異なる異なる3つの時期に対応する1913年、1922年、1931年の助手について調査を行った。各助手がこの時代にどのような専攻を選択しており、どのような経歴だったのかについて調査をした。

5.2.1 助手の経歴と専攻

3つの時期の助手とその専攻は下記の通りである。

- 1 1913 年 櫛田民蔵(経済学原論)
- 2 1922 年

佐々木道雄(会計学)、中西寅雄(経営学)、 諸井貫一(工業経済学)、向坂逸郎(農業経済 学)、土屋喬雄(日本経済史)、猪間驥一(統 計学)、有沢広巳(経済学原論)、大森義太郎 (経済哲学)

3 1931 年

岩野晁次郎(財政学)、柳川昇(商品学)、大河内一男(社会政策)、北山富久二郎(財政学)、飯塚浩二(地理学、西洋経済史)、大塚久雄(西洋経済史)、今野源八郎(金融)

出身については、京都帝国大学卒業の櫛田と出身不明の岩野を除いて全員東京帝国大学出身者であった。先行研究における指摘の通り、助手は東京帝国大学出身者のみで固められていた。また、助手のキャリア終了後も、櫛田(大原社会問題研究所)、向坂(九州帝国大学)、諸井(秩父セメント)、岩野(不明)、猪間(中央大学)を除いて、全員が東京帝国大学の教官となっている。先行研究にある通り、研究のための助手であり、研究者、あるいは教官へのキャリアの第一歩であることがうかがえる。

助手の専攻は、助手同士での重なっているのは 1931年の岩野と北山の財政学、飯塚と大塚の西 洋経済史であった。北山は助手時代土方の手伝い を主にしていた ¹⁷、向坂は矢作栄蔵の指示により 実際には関心のなかった農業政策を選択させられた 18 など、各教官に助手が実質的には所属し、教官の専門にある程度あわせられていたケースもあった。一方猪間は統計学を専攻しつつ、財政学が専門の土方の演習に参加しており 19、教官の専門と助手の専攻はあまり関係のないケースもあった。5.2.2 蔵書と助手の専攻の関係

以上を踏まえ、河村²⁰で取得した、3つの時期 における、附属図書館の分類、和漢書か洋書かと いう2つデータと助手の専攻の関係を検討した。

その結果、助手の専攻、特に複数の助手が同時期に専攻している分野を優先的に購入していたといったことはないと明らかとなった。1931年の経済史の図書などは購入図書に占める割合が高く、助手も専攻していたが、土屋喬雄などの教官が専攻している分野であり、その教官が重点的に蔵書の購入を行っている²¹分野であった。先行研究で明らかにされたように、日本の経済学の動向、書店の見計らいによる影響が強かったと考えられる。

これには先輩の助手による指導²² だけではなく、教官からの指導があった可能性が考えられる。助手は特定の教官の演習に少なくとも形式上は参加していたことからわかるように、まだ学生と教官の間に立つ存在であったためである。

以上のことから、図書室は教官から見て結果的に幅広い学習のために設置されていただけではなく、助手に現れている運営組織の側面から見てもそのように運営されていることが示唆された。

6 おわりに

本発表では、東京帝国大学経済学部の教育・研究体制の中における助手の役割を明らかにした上で、経済学部における助手と図書室の関係から、部局の運営組織と図書室との関係について検討した。その結果、以下のことが明らかとなった。

- 経済学部の助手は研究のための助手でありつ つも、図書の選書、分類、演習への出席など を通じて学部の中に位置づけられていた
- 助手を研究のための助手としつつ、教育の中心である演習とも関わらせる形で運営組織が成り立っていたことで、専門的かつ幅広い蔵書を持つ図書室となっていた

今後の検討としては、経済学部と異なり、助手の教育への役割が大きかった学部、工学部などについて同様の検討を行う。そして、経済学部との

比較を行うことで、助手の役割の相違によってど のような運営組織からみた図書室の役割の相違が あったのかについて明らかにしていく。

斜辞

本研究は、JSPS KAKENHI Grant Number JP 15K16099 の助成を得たものです。

注

- 1) 河村俊太郎. 『東京帝国大学図書館』, 東京大学出版会, 2016, 301p.
- 2) 岩田弘三. 『近代日本の大学教授職』, 玉川大学出版部, 2011, 304p. p. 128
- 3) 岩田弘三. 「帝大助手のキャリア」, RIHE, Vol. 3, 1990, pp. 28-58. p. 29
- 4) 中野実. 『近代日本大学制度の成立』, 吉川弘 文館, 2003. 316p. pp. 103-130
- 5) 岩田 [2011], op.cit.
- 6) 河村, op.cit., pp. 124-135
- 7) 東京大学経済学部 (編). 『東京大学経済学部 五十年史』, 1976, 1234p. pp. 3-13
- 8) 東京大学百年史編集委員会. 『東京大学百年 史部局史一』, 1986.1334p. 引用は p. 917
- 9) 東京大学経済学部, op.cit., pp. 641
- 10) Ibid. p. 31
- 11) Ibid. pp. 764-767
- 12) Ibid. p. 32
- 13) 河村, op.cit., pp. 119-176
- 14) 東京大学経済学部, op.cit., pp. 639
- 15) 大河内一男. 『暗い谷間の自伝』, 中央公論新 社, 1979, 217p. p. 100
- 16) 脇村義太郎. 『回想九十年』, 岩波書店, 1991, 358p. pp. 112-115
- 17) 北山富久二郎. 「絶学無憂」 『学習院大学経済 論集』, Vol. 7, No. 2, 1971, pp. 3-9. p. 3
- 18) 向坂逸郎. 『流れに抗して』, 講談社, 1964, 213p. p. 114.
- 19) 和田みき子. 『猪間驥一評伝』, 原人舎, 2013, 323p. pp. 43-44.
- 20) 河村, op.cit., pp. 119-176
- 21) 東京大学経済学部、op.cit., pp. 795-797
- 22) 脇村, op.cit., p. 114

米国におけるビブリオグラフィックインストラクションから

情報リテラシーへの転換

上岡真紀子 帝京大学高等教育開発センター mueoka@main.teikyo-u.ac.jp

抄録

本研究の目的は、米国におけるビブリオグラフィックインストラクションから情報 リテラシー教育への転換の内容を明らかにし、転換の意義を検討することである。情報リテラシーの理念は、図書館員に、自らの教育的役割と情報リテラシー教育のオーナーシップへの認識を転換していくことを求めた。図書館員は、これらの認識の転換により、情報リテラシー推進のためのリーダーシップを果たせるようになった。

1. はじめに

米国における情報リテラシームーブメントを検討する際に重要なのは、それが図書館教育のムーブメントでなく、教育改革のムーブメントだという点である。この認識は、2008年に出されたカレッジ・研究図書館協会(Association of College and Research Libraries)の『情報リテラシー教育ハンドブック(Information Literacy Instruction Handbook)』¹⁾ や、2015年に公開された"Framework for Information literacy for Higher Education"²⁾といった文書の中でも示されている。

情報リテラシーが定義された当時、米国で図書館教育として行われていたのは、ビブリオグラフィックインストラクション(以下、BI)である。BIは、新たに求められた情報リテラシー教育の受け皿となり、情報リテラシーの理念に即して、徐々に自らの理念と実践を変化させていき、情報リテラシーのムーブメントの中に包摂されていった。

このとき、図書館員たちが、当時の米国政府や社会が求め、また、情報リテラシームーブメントも意図していた教育改革を実現していくためには、自らの実践に対する認識を、BIから情報リテラシー教育へ、すなわち、図書館教育の実践から教育改革の実践へと転じていく必要があった。しかし、これまで、この重要な転換がどのように生じたのかの経緯や、図書館員たち

の認識がどう転換したのかの具体的な内容については、十分に検討されてこなかった。

本研究の目的は、BIから情報リテラシーへの 転換がどのように生じたのか、その経緯と内容 を明らかにし、転換の意義を検討することであ る。

2. 情報リテラシーと BI

情報リテラシーは、1980年代の終わりに、米国のすべての市民が獲得するべき新しいリテラシーとして定義された3。米国図書館協会(American Library Association)は、この概念を通じて、教育改革に関与していくことを意図しており、情報リテラシーの定義は、情報社会における学び方を知る生涯学習者、問題解決と意思決定ができるアクティブな市民といった、80年代の教育改革の重要な概念と密接に結び付けられた形で提示されている。

情報リテラシーのムーブメントにおいては、 情報リテラシーの重要性をコミュニティ全体と 共有し、その能力を獲得するための環境を作り 出すことが目指された 4。これらは、高等教育 においては、情報リテラシーの重要性を大学の コミュニティのメンバー全体と共有し、情報リ テラシーの獲得を大学全体の目標に据えること や、情報リテラシーを獲得するための教育をカ リキュラム全体に統合していく取り組みとして 行われていった。 一方、BI は、1960年代に開始され、70年代に全米に普及した図書館教育である。当初、BI の目的は、"授業で出された課題を行うための特定のスキルを提供すること"とされていたがり、80年代に入り、情報技術の発展や認知主義的学習観への移行を反映し、問題解決や意思決定のための、情報へのアクセス、評価、活用といった汎用的で永続的な能力を獲得させることへとシフトした。

BIもまた、これらの情報を扱う能力を身につけるためには、授業の一部として学ばれるのが最も効果的であるとして、一貫してカリキュラムへの統合を目指ざしていた。しかし、その究極の目標であった、カリキュラム全体への統合は、BIに理解のある特定の管理者や教員のもとでしか実現せず、BIの重要性は、必ずしも大学全体から受け入れられていたわけではなかったの。

こうした BI の取り組みを、情報リテラシーの前史と位置付けて、情報リテラシーのムーブメントで目指されたことが、すでにどの程度まで達成されていたのかを見た場合、その能力の重要性を大学全体と共有することにおいても、カリキュラムへの統合においても、達成は未だ不十分であったと言える。そして、BI が、これらの課題に取り組んでいる最中に、BI コミュニティの外側で、情報リテラシームーブメントが動き出した。その結果、BI の図書館員たちは、徐々に情報リテラシー教育への転換を迫られ、その転換は90年代と2000年代の前半を通じて、ゆっくりと生じていくことになる。

3. BI から情報リテラシーへの転換

情報リテラシーのムーブメントのリーダーたちは、当初から、すべての図書館員が情報リテラシーの推進におけるリーダーとなることを呼びかけていた®。しかし、図書館員たちが、各大学において、情報リテラシーのムーブメントが意図するリーダーシップを発揮するためには、少なくとも2つの点において、図書館員の認識を転換する必要があった。それらは、大学における自らの教育的役割に対する認識、および、情報リテラシー教育のオーナーシップに対する認識である。

3.1. 図書館員の教育的役割における転換

情報リテラシーの概念は、米国のすべての市 民が獲得すべきリテラシーとして定義された。 この定義づけは、情報リテラシーの獲得を、高 等教育全体、さらには、国家全体の目標として も位置付けることを可能にした。情報リテラシ 一が高等教育全体の目標となることにより、そ の能力を獲得させる責任は、図書館だけでなく、 管理者や教員も含めた大学の全体にあることが 前提化された。換言すれば、学生に情報リテラ シーを獲得させる責任は、大学のコミュニティ のメンバー全員によって「共有」されるのであ る。その結果、おのずと、図書館員には、情報 リテラシーの獲得という大学全体の目標を達成 するために、大学の他のメンバーと協働して貢 献するという立ち位置が求められるようになっ た。

それまで図書館員が取り組んできた BI の理念は、あくまでも図書館の立場から、情報を扱う能力が重要であることを主張し、既存のカリキュラムの中に BI を組み込んでいくことを目指すというものであった。その取り組みにおいては、情報の能力を教えることの責任は、あくまでも図書館の側にあり、その事業を行うのも図書館員であった。したがって、BI は、大学全体から見れば、図書館と図書館員の事業に過ぎず、そのため、図書館に理解のある教員や管理者を越えて、大学全体から受け入れられることは容易ではなかった。ここに、BI のアプローチの限界がある。

これに対して、情報リテラシーの概念は、それらが高等教育全体の共通の目標となることを可能にした。その結果、図書館員に求められたのは、図書館の視点から図書館の事業を行うことでなく、大学の目標を達成するという視点から、大学のコミュニティのメンバーとして共同事業に取り組む立場に立つことであった。図書館員は、情報リテラシーが大学全体の目的になることによって、自らの教育的役割に対する認識を転換することが求められたのである。

3.2. 情報リテラシー教育のオーナーシップに おける転換

情報リテラシームーブメントは、情報リテラ

シーのカリキュラム全体への統合を目指した。 その実現のために、情報リテラシームーブメントでは、情報リテラシー教育のオーナーシップを教員にも手渡すことが主張された⁹。

BIにおいては、その教育の責任とともに、教 育のオーナーシップも常に図書館の側にあった。 図書館員の危機感は、教員が図書館を使う能力 をいかに重要視していないか、あるいは、教員 が図書館スキルをいかに教えていないかにあり、 そのために、図書館員が情報を扱う能力を教え なければならないというものであった。したが って、カリキュラムへの統合に関する議論も、 その能力について教えるために「教員からどれ だけ時間をもらうか」、「いくつの学部の中で行 うか」といったものであった 10。言うなれば、 BI におけるカリキュラムへの統合は、「自分た ちの教育」を行うための場所を確保することで あった。このアプローチのもとでは、情報を扱 う能力の教育は、その専門家である図書館員た ちが行うことが当然であった。BI においては、 その教育のオーナーシップは、常に図書館員に あったのである。

これに対し、情報リテラシーの理念は、情報 リテラシー教育の責任をコミュニティのメンバー全員が共有することを前提としていた。この 前提は、情報リテラシー教育を行うのが、図書 館員だけではないことをも意味している。ムー ブメントのリーダーたちは、情報リテラシーの 獲得を大学全体の目標とすること、それらをカ リキュラム全体に統合していくべきことを伝え る中で、情報リテラシー教育のオーナーシップ を教員にも譲るべきことを訴えていった。

ここで、情報リテラシー教育のオーナーシップを教員に手渡すことは、図書館員が情報リテラシー教育を行わなくなることを意味しない。むしろ、図書館員には、これまで以上に、教員との協働を深めて情報リテラシー教育に取り組むことが求められ、単独で情報リテラシーのための科目を担当することも引き続き行われた。教員にオーナーシップを渡すことは、これらの取り組みに加えて、新たに、教員も独自に情報リテラシー教育を行うというバリエーションを追加していくことを意味している。このことは、情報リテラシームーブメントが、カリキュラムへの統合において目指しているのは、「自分たち

の教育」を組み込んでいくことでなく、「情報リテラシーを獲得するための教育要素」を組み込んでいくことにあることを示している。このアプローチでは、組み込まれるべきは、図書館員による教育でなく、情報リテラシーそのものである。

したがって、図書館員たちに求められたのは、 情報リテラシー教育を図書館員だけが行うので なく、教員も行えるよう、オーナーシップを譲 っていくことであった。すなわち、図書館員に は、情報リテラシーの責任が大学のコミュニティの全員にあることを理解すると同時に、図書 館員以外も情報リテラシー教育を行うという認 識へ、転換することが求められたのである。

4. 全学的な情報リテラシーのリーダーへ

情報リテラシーによってもたらされた図書館 員の教育的役割の転換と、教員にその教育のオーナーシップを譲ると言う主張は、すべての図 書館員に直ちに受け入れられた訳ではなく、その転換は、時間をかけて、ゆっくりと生じていった。そして、この転換は、図書館員たちに、情報リテラシーの推進における、新たなリーダーシップの道を開いた。すなわち、図書館員たちは、図書館教育の実践者の立場から、大学全体の目標を達成するために、大学の他のメンバーが、情報リテラシー教育を行うのをリードする立場へと転ずることが可能になったのである。このリーダーシップこそは、情報リテラシーのムーブメントが求めていたものであった。

図書館員たちは、教員に情報リテラシー教育のオーナーシップを渡すことによって、教員たちが、情報リテラシーをカリキュラムの中に組み込んでいくのを支援する取り組みを開始していった。それらは、情報リテラシーの要素を取り入れた到達目標やシラバスの書き方、到達目標を達成するための効果的な教授方法、あるいは、情報収集や情報の評価、情報活用を経験するための課題のデザインの仕方などの、ワークショップやコンサルティングを提供することとして取り組まれていった110。

これらの取り組みにより、教員たちは、自立 して、情報リテラシーをカリキュラムと授業の 中に組み込むことができるようになっていった。 その結果、カリキュラムは徐々に情報リテラシーの要素を含むものへと改訂されていった。そして、これらの教員によるカリキュラムの改訂の広がりが、情報リテラシーの全学的なカリキュラムへの統合、すなわち、情報リテラシーによるカリキュラム改革の実現へとつながっていったのである。

5. おわりに

BIから情報リテラシーへの転換は、図書館員の教育的役割への認識と、教育のオーナーシップに対する認識の2点において生じた。

図書館員の教育的役割への認識は、図書館の 視点によって「自分たちの教育」を行うことか ら、大学全体の目標を達成するために、大学の 共同事業に取り組むことへと転換した。教育の オーナーシップへの認識の転換は、それまで図 書館員だけが行っていた情報リテラシー教育を 教員にも行ってもらうこととして生じた。そし て、これらの転換により、図書館員たちは、そ れまでの図書館教育の従事者から、情報リテラ シーのカリキュラムへの統合を推進するリーダ ーへと転ずることが可能になった。

図書館員のリーダーシップは、教員の情報リテラシーへの取り組みを支援するワークショップやコンサルティングの提供を通じて発揮された。その結果、カリキュラムと授業は、情報リテラシーを組み込んだものへと改訂され、それらは、情報リテラシーのカリキュラムへの全学的統合、すなわち、情報リテラシーによる全学的なカリキュラム改革の実践に、BIから情報リテラシーへ、すなわち、図書館員たちは、情報リテラシーへ、すなわち、図書館員たちは、情報リテラシーによるカリキュラム改革を目指すムーブメントの担い手となっていったのである。

引用文献

(1) Cox, Christopher N; Lindsay, Elizabeth Blakesley. eds. *Information literacy* handbook. Association of College and Research Libraries. 2008, 236p.

- (2) Association of College and Research Libraries. "Framework for Information Literacy for Higher Education". http://www.ala.org/acrl/standards/ilframework (accessed 2016-04-21)
- (3) "Presidential Committee on Information Literacy: Final Report". http://www.ala.org/acrl/publications/whit epapers/presidential (accessed 2016-04-21)
- (4) 前掲(3).
- (5) Bibliographic instruction handbook. Association of College and Research Libraries. 1979, 68p.
- (6) ACRL/BIS Task Force on Model Statement of Objectives. "Model statement of objectives for academic bibliographic instruction: draft revision". College and Research Libraries News. 1987, May, p.256-261.
- (7) Boyce, Emily S; Katz, Ruth M; Mellon, Constance A. "The place of bibliographic instruction in the university curriculum". Mellon, Constance A. eds. Bibliographic instruction: the second generation. Libraries Unlimited. 1987, p.60-70.
- (8) Breivik, Patricia. "Becoming beyond-library walls librarians". College and Research Libraries News. 1995, July/August, p.468-469.
- (9) Breivik, Patricia. "Information Literacy: Revolution in Education". Mensching, Glenn E; Mensching, Teresa B. eds. Coping with Information Illiteracy: Bibliographic Instruction for the Information Age. Pierian Press. 1989, p.1-6.
- (10)前掲(7).
- (11)例えば、Huchins, Elizabeth O; Fister, Barbara; MacPherson, Kris. "Changing Landscapes, Enduring Values: Making the Transition from Bibliographic Instruction to Information Literacy". Durisin, Patricia. eds. Information Literacy Programs: Successes and Challenges. The Haworth Information Press. 2002, p.3-19.

1960年代~1980年代の実践からみた学校図書館における保護者による読書活動の支援

倉本 恵子† †東京学芸大学 個人研究員

m103001g@st.u-gakugei.ac.jp

抄録

今日、小学校の学校図書館では保護者が学校図書館ボランティアとして活発に活動するものの、保護者による支援の変遷や全体像が明らかになっていない。本研究では、実践事例に着目することを通して、小学校の学校図書館における保護者による読書活動の支援の在り方について具体的に明らかにすることを目的とした。PTA は財政的支援、物質的支援、人的支援により読書環境の整備に取り組んだが、東京都とその他の地域では保護者による支援に差異がみられた。保護者による支援は行政による教育政策の転換に大きく影響を受けた側面があったと結論づけた。

1. はじめに

本研究は第 63 回日本図書館情報学会研究大会で報告した、「学校図書館における保護者による読書活動の支援―1945 年~1950 年代の実践に着目して―」の継続研究である。前回の 1945 年~1950 年代に引き続き、今回は、1960 年代~1980 年代の実践事例に着目し、保護者による読書活動の支援の在り方について具体的に明らかにする。なお、本研究は 2013 年 3 月に東京学芸大学大学院教育学研究科にて提出した筆者の修士論文である『学校図書館における保護者による児童への読書活動の支援―歴史的展開から見た支援の意義―』で取り上げた 1945 年~2010 年のうち 1960 年代~1980 年代に着目し、再調査を基に更なる検討を加え再構成したものである。

2. 調查方法

前回同様、文献調査による手法を用いる。 全国学校図書館協議会の機関誌『学校図書館』 の No111 (1960 年 1 月) ~No470 (1989 年 12 月) を実践事例の調査対象とする。また、1945 年~ 1980 年代までに学校図書館において保護者が 行ってきた児童への読書活動の支援は、PTA 活 動の一環として位置付けられていた場合が多いと 考えられるため、PTA 専門誌『PTA 研究』No1 (1971 年 9 月) ~No198 (1989 年 11 月)と、PTA の学習活動のテキストとして活用されていた『母と 子』Vol.6 No.1 (1960 月 1 日) ~Vol.35 No.12 (1989 年 12 月)を今回の調査対象に加えることと し、本研究では学校図書館に関わる PTA の活動 を「保護者による読書活動の支援」として捉えるこ ととする。

3. 調査結果

3.1. 『学校図書館』における実践事例について

調査した結果、小学校の学校図書館でPTAが活動した事例は、学校数67校あり、その事例については表1に示す通りである。

3.1.1. 「活動内容」について

「活動内容」¹⁾を整理して財政的支援、人的支援、物質的支援に分類した。

財政的支援では、67校中24校でPTA費からの援助が行われており、(約36%)施設費、図書費、学校司書関係費、図書館関係費、消耗品費に使われている。また、67校中7校で主に、廃品回収、ベルマーク運動、寄附の募集、バザー実施による財源確保が行われ(約10%)、図書費、建設費、施設費、設備費に使われている。

これらを合わせると67校中31校となる(約46%)。

次に、人的支援(労力の提供)では、親子二〇分間読書会、図書の貸出、図書の修理、母親読書会、PTA読書会、図書の整理、製本、読み聞かせ、夏休みの開館協力(図書の貸出・返却)が行われた。また、学校図書館の地域開放として、貸出や読み聞かせ等が行われた。

これらは 67 校中 33 校となる(約 49%)。

最後に、物質による支援では 11 校で図書の寄贈等が行われた(約 16%)。

以上から、①財政的支援(約 46%)、②人的支援(約 49%)、③物質的支援(約 16%)が行われていたと言える。

3.1.2. 財政的支援について

1945 年~1950 年代(以下、第 I 期)にPTAが小学校の学校図書館に財政的支援をした事例は31 校中23 校(74%)であった²⁾。一方、1960 年代~1980 年代(以下、第 II 期)ではPTAによる財政的支援は67校中31校(約46%)で取り組まれた。

第 I 期と第 II 期を比較した場合特徴的なことは、 東京都の実践事例が激減したことである。第 I 期 では、23 校中 12 校(約 52%)が東京都の事例で あったが、第 II 期では、31 校中 1 校(約 3%)のみ と激減している(約 92%減)。なお、その 1 校であ る東京都杉並区立浜田山小学校では、学校司書 関係費が援助されていた。

よって、ここでは第Ⅱ期において、PTA の実践 事例が激減した東京都の実践事例に着目する。

第Ⅱ期のPTAに関わる教育政策の動向に目を向けると、「学校の経費は設置者で負担すべきである」との前提に父兄負担の軽減をねらい、1960

年に地方財政法(以下、地財法)が改正(1961 年4月1日施行)され、第二十七条の三で「市町村は法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるもの」について、住民に負担を転嫁してはならない、とされた。

そして、これに伴い改正された同法施行令により、市町村の職員の給与に関する経費、建物の維持及び修繕費を住民に求めることができなくなった。つまり、地財法で禁ずるのは、①建物の維持及び修繕に要する経費、②人件費の両面であるため、市町村立の小学校の学校図書館司書の給料、諸手当、報酬に要する経費、校舎、屋内運動場、寄宿舎等について必要な維持および修繕に要する経費が禁じられた³〕。(新築、増築、改築等に要する経費は含まれなかった)

また、地財法の改正に伴い文部次官から各都 道府県教育委員会、知事宛に通達が出され、地 財法の規則では示されていないものの、公費で負 担するべき費目として、「消耗品費・印刷製本費・ 設備費・備品費・図書購入費等」が挙げられた⁴⁾。

その一方で、地財法と同法施行令の改正の関連として東京都の動向に注目すると、地財法施行の1ヶ月前に東京都教育長が全小・中学校長に宛てた通達で、直接地財法の規制は行われていないがPTAからの寄付等を慎むとされたものとして文部次官通達同様「消耗品費・印刷製本費・設備費・備品費・図書購入費等」が示された50。

また、東京都では1962年3月に区教育長が区立小・中学校長宛に1962年度は大幅な教育費の増額をするためPTA費への依存を軽減する協力要請が出され、その結果、PTA予算案を総会前に教育委員会へ提出する動きへとつながっていった⁶⁾。

その後、教育基本法、学校教育法にも、義務教育の無償がうたわれていることもあり、東京都が父兄負担の解消を打ち出し、1967年3月13日、小尾東京都教育長により特別区長及び市町村長宛に一通の通達、所謂「小尾教育長通達⁷⁾⁸⁾⁹⁾が出され、私費負担解消への理解が求められると共に、「義務教育学校運営費標準」が作成され財政的裏付けを行う措置がとられ¹⁰⁾、1967年度から全面的に公費化が実施され¹¹⁾、23区においては、PTAの後援的支出はゼロとなった¹²⁾。

しかし、第Ⅱ期におけるPTAの財政支援の実践事例を調査した結果、財政的支援に取り組んだ事例は67校中31校(約46%)あり、東京都の事例の1校を除く30校で、地財法の規則では示されていないものの、公費で負担するべき費目として文部次官通達で示された、図書費、消耗品費、設備費、の援助が行われていた。このことから、東京都以外の地域においては、通達に影響を受けることなく第Ⅱ期においても第Ⅰ期と同様の支援が行われていた。

それに対して、東京都の場合は、地財法の改正 を契機に PTA による学校後援費の全面削除、人 件費等の全面解消が強力に進められる等、全面 的に公費化が実施された。その結果、事例が1校 のみとなったと考えられる。

なお、前述の浜田山小学校の事例では、地財法施行令により住民の負担が否定されていた学校司書関係費が援助されたが、これは、PTAが学校司書の重要性を理解し、市町村立の職員としてではなくPTAの雇用する学校司書として費用を捻出したと推察される。

以上から、第Ⅱ期において、東京都では地財法改正の動向に関連した通達や、東京都の教育政策に関わる通達が出され、私費負担解消に取り組んだことで、小学校の学校図書館に対するPTAによる財政的支援に影響が与えられたと考えられる。その一方で、第Ⅱ期においても東京都以外の地域では、第Ⅰ期同様の支援が行われた。

つまり、東京都とその他の地域で財政的支援の 在り方に差がみられたため、支援の実績に差異が みられたと考えられる。

3.1.3. 人的支援と物質的支援について

人的支援で特徴的なものとしては、親子二〇分 間読書会、母親読書会、PTA読書会、読み聞か せ、学校図書館の地域開放での活動があげられ る。親子二〇分間読書会や母親読書会、PTA読 書会は子どもに一番関係の深い母親が読書に対 する関心を高めことが子どもの読書活動の充実に つながると考えられていた。そして、学校図書館 で行われたことで、読書会の後に図書の修理や 製本作業を行う等、人的支援につながる場合もあ った。第Ⅰ期では、保護者による読み聞かせの事 例は見当たらなかった。しかし、第Ⅱ期では読み 聞かせが行われており、行われた学校では、その すべてに学校司書が配置されていた。逆に、学校 司書が配置されていない学校での読み聞かせの 事例は見当たらなかったため、保護者は学校司 書と共に読み聞かせに取り組んでいたと考えられ、 学校司書が保護者に読み聞かせの取り組みを働 きかけたものと推測される。また、学校司書が配置 されていたことで、保護者は教育的活動に関わる 機会を得たのではないかと思われる。表 1 で学校 名に下線が付してある学校は、学校図書館の地 域開放が行われた学校である。保護者は、貸出 等を行い学校図書館の運営を支援した。

物質的支援としては、第 I 期に引続き図書の寄贈等が行われており、これは、『学校図書館の手引』、『父母と先生の会一教育民主化の手引一』に影響を受けて取り組まれたが、図書の寄贈等の取り組みは保護者による支援の重要ファクターであることが学校側と保護者側の双方に評価され、その活動が定着していったと考えられる。

3.2. 『PTA研究』と『母と子』における実践 事例について

『PTA研究』の No1~No198 を調査した結果、小学校の学校図書館で PTA が活動した事例は、掲載されていなかった。

また、『母と子』の Vol.6 No.1~Vol.35 No.12 を

調査した結果、山梨県南巨摩郡の小学校での事例が一つあげられていたものの学校名の記載は無かった。そしてその活動内容は、PTAの図書委員会を中心とした母親たちが、毎週金曜日に図書館ボランティアとして貸出や図書の整理と共に、図書館司書設置運動に取組んでおり¹³⁾、人的支援が行われていた。

4. おわりに

1960 年代~1980 年代、保護者はPTA活動を 通して①財政的支援(約 46%)、②人的支援(約 49%)、③物質的支援(約 16%)に取り組んだ。

1960 年になると私費負担の軽減をねらい地方 財政法と同法施行令が改正され、それを契機に 東京都では地方財政法に関連する通達や、東京 都の教育政策に関わる通達が出された。これを受 けて全小・中学校では、私費負担解消に取り組ん だことで、小学校の学校図書館に対するPTAに よる財政的支援の実践事例が減少し、PTAによ る財政的支援に影響を与えたと考えられる。

1960 年代~1980 年代、保護者は PTA 活動を 通して、財政的支援、人的支援、物質的支援、の 3 つの支援を行い学校図書館の館内整備に取り 組み、結果として読書環境を整備することにつな がったものの、東京都とその他の地域では保護者 による支援に差異がみられた。

つまり、この時期、保護者による支援は行政による教育政策の転換に大きく影響を受けた側面が

あったと結論づけた。

注•引用文献

- 1校に複数の支援を実施している場合は、それぞれの支援 を実施したものとして分類する。
- (2) 倉本恵子「学校図書館における保護者による読書活動の 支援-1945 年~1950 年代の実践に着目して-」第63 回 日本図書館情報学会研究大会発表論文集,2015.10, p.75
- (3) 「教育費に対する住民の税外負担の解消について」「(資料8)教育費に対する住民の税外負担の解消について」 『日本 PTA 史』PTA 史研究会編,日本図書センター,2004, p.407-408.
- 中西祐三郎「PTA よ!新しく生まれ変われ<1>」『母と子』 Vol.7, No.7, 1961.7, p.24.
- (5) 国分あやか「中学校の後援費について<1>」『母と子』 Vol.13, No.4, 1967.4, p.35.
- (6) 前掲 5), p.35-36.
- (7) [東京都教育委員会]「義務教育における私費負担の解消 について」1967.3.13
 - http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/kohyojoho/reiki_int/reiki_honbun/g1012424001.html(参照 2016_04_12).
- (8) [東京都教育委員会]「義務教育学校運営費標準の設定と、 公費で負担すべき経費の私費負担解消について」 1967.3.13,
 - http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/kohyojoho/reiki_int/reiki_honbun/g1012424001.html (参照 2016_04_12).
- (9) [東京都教育委員会]「公費で負担すべき経費の私費負担解消について」1967.3.13、(参照 2016_04_12).http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/kohyojoho/reiki_int/reiki_honbun/g1012424001.html(参照 2016_04_12).
- (10) 編集委会「狛江四小 PTA 問題から」『PTA 研究』No.11, 1972.10, p.37.
- (11) 長代重春「学校運営標準 東京における学校図書館費」 『学校図書館』No.263, 1972.9, p.20.
- (12) 前掲 10), p.37.
- (13) 藤田恭平「PTA 活動の創造 全国教育研究集会から<終 > 『母と子』Vol.28, No.6, 1982.6, p.60.

表 1 PTAによる実践事例

	衣 IPIAによる夫成争例							
	小学校名	実施年度	活動内容					
1	鹿児島県東郷町立山田小	1960~1978	・図書館充実のため全戸 PTA 会員 40 キロのみかんを供出					
2	秋田県秋田市大曲小	1961 年頃	・PTA 費援助:施設費 ・バザー開催:施設費/資料費					
3	東京都大田区立田園調布小	1962	・PTA の協力による公費での図書館創設					
4	盛岡市立城南小	1962~1963	・PTA 費援助:図書購入費					
5	福岡市立西高宮小	1962~1978	・親子二〇分読書会 ・本の貸出 ・図書修理					
6	神戸市立本山第一小	1962~1985	・図書修理					
7	徳島県美鳥郡穴吹小	1962 年頃	・母親読書会:子どもの読書相談/子どもの読書指導に良い効果期待					
8	東京都杉並区立浜田山小	1963	・PTA の理解ある処置による事務職員配置					
9	富山県上新川郡大沢野町立 大沢野小	1963	・学校図書館に所蔵されている図書を各学年の教室に学級文庫として 貸出					
10	茨城県石岡市立高浜小	1965	・施設の充実作業:読書環境、学習環境の充実 ・図書寄贈 ・図書修理					
11	愛知県上名古屋小	1965	・図書寄贈: PTA 会長約 1,000 冊による PTA 文庫発足					
3.1	发和宗工石口座小	1972 年頃	・廃品回収(年3回):図書費					
12	埼玉県大宮市立片柳小	1965 年頃~ 1976 年	・PTA 読書会、映画会、講演会 ・図書修理					
13	山形県山形市立滝山小	1966 年頃	・図書修理(4年回)					
14	山口県柳井市立柳井小	1966 年頃	・経費負担:使途記載無し					
15	山形県山形市立高瀬小合の原分校	1967	・PTA 費援助:図書費					
16	大阪府大阪市立野田小	1968	・図書整理 ・図書修理					
17	山口県萩市立明倫小	1968 年頃	・PTA 費援助:図書費(6万円)					
40	应归自归应归自士********************************	1970	・献本運動: 250 冊の献本					
18	鹿児島県鹿児島市荒田小	1971	・PTA 費援助:図書約 300 冊購入					
19	岩手県釜石市立中妻小	1971	・PTA 費援助:図書費					
20	福岡県粕屋郡古賀東小	1971 年頃	・廃品回収:児童図書購入費援助(益金10万円)					
21	広島大竹小	1972 年頃	・ベルマーク運動、死蔵品販売実施(年2回): 図書購入費					
22	千葉県若宮小	1972 年頃	・PTA 費援助:図書費					
23	石川県金沢市立芳斎町小	1973 年頃	・廃品回収(年2回):児童図書購入費					
24	岐阜県養老郡養北小	1974 年頃	・PTA 費援助:学校司書配置					
25	栃木県塩谷郡氏家町立氏家小	1974 年頃	・PTA 費援助:図書購入費(3万円)					

00	应用点 士士 N 医 A	4075	回事收用
26	鹿児島市立松原小	1975	・図書修理
27	横浜市立市場小	1975 年頃	・PTA 会長が代本版製作
28	大阪府茨木市立忍頂寺小	1975 年頃	・PTA 費援助:児童図書購入費
29	秋田県山本郡ニツ井小	1975 年頃	・図書修理
30	岐阜市立徹明小	1976	・図書寄贈(180 冊): 購入図書 86 冊と共に PTA 文庫開設
		1976	母親読書会結成
31	青森市立沖館小	1977	・母親読書会(年4回) ・製本
		1978	・母親読書会・製本
32	岩手県前沢町立前沢小	1977	・図書寄贈 ・図書修理(年間 200 冊)
33	山形市立南沼原小	1977	· PTA 費援助等: 学校司書配置
34	群馬県嬬恋村立東小	1977	・PTA 費援助:図書館予算(5万円)
35	横浜市立汐入小	1978	・図書修理
150		1978	・じゅうたん設置
36	三重県志摩郡志摩町立施田小	1980	・PTA 費援助:新刊図書購入(90万円程度)
-		1000	・ボランティアとして学校図書館開放司書と共に、
37	札幌市立みずほ小学校	1978~1981	学校図書館の地域開放で週4日、放課後直後から17時まで活動:
37	在時間立かりは小子女	1970 - 1901	貸出/クリスマス行事/作家を招いての読書会
-		1978 年頃~	et staat. Newbork is als and the state of th
38	愛媛県新居浜市立中萩小	1989	・PTA の援助で正規資格を持った学校司書配置
39	秋田県由利郡象潟小	1979	・PTA 費援助:図書購入費(13 万円)
40	岡崎市立藤川小	1979	・PTA 費援助: 図書費 (20 万円)
40	山 町 11江	1979	・ボランティアとして学校図書館開放司書と共に、
41	札幌市立発塞西小	1979~1981	・ハランティアとして子校図書館開放司書と共に、 学校図書館の地域開放で週4日活動:貸出
			・ボランティアとして学校図書館開放司書と共に、
42	札幌市立藻岩北小	1979~1981	[] - ^ 전통을 유럽하게 - 가입니다. [2] - (지원 2) 에서 - (의로 12) (
40	短回 1.18 和二烯 <u>时</u> 5.英丰小	1000	学校図書館の地域開放で週4日活動:貸出 ・浄財を集め図書室を建設し、施設、蔵書の充実を図る
43	福岡県山門郡三橋町立藤吉小	1980	
44	山形県上山市立南小	1980	・PTA 費援助: 図書購入費 (PTA 特別購入費として、481,000 円)
45	岡山市立内山下小	1980	PTA 費援助: 図書費 (84,000 円)
46	岡山県倉敷市立倉敷東小	1980	・PTA 費援助:図書館関係費(13 万円)
47	札幌市立拓北小	1980~1981	・ボランティアとして学校図書館開放司書と共に、
- 22	10 00011 = 11110 3		学校図書館の地域開放で週3日活動:貸出/読み聞かせ
48	札幌市立栄北小	1980~1981	・ボランティアとして学校図書館開放司書と共に、
	10 DE 11 ENCARI	ACCOUNT CONTRACT	学校図書館の地域開放で週3日活動:貸出/読み聞かせ
49	福岡県粕屋郡篠栗町立篠栗小	1980	・親子読書会 ・学校司書と共に、紙芝居、読み聞かせ
40	福岡水和陸都深入可立除不可	1982	・講演会開催:絵本作家を迎えて ・布絵本の製作
50	 鴨川市立鴨川小	記載無	・図書寄贈:PTA 文庫開設
30	では、日本のでは、「一大学」には、「一大学」では、「一大学」には、「一大学、「一、「一大学」には、「一大学」には、「一大学、「一、「一大学」には、「一大学、「一、「一大学」には、「一大学、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「「一、「	1980 年頃	・図書修理
51	名古屋市立大野木小	1980 年頃	• 図書修理
		1980 年頃	・購入図書の整備:学校司書指導のもと ・夏休みの開館
	CONTRACTOR OF THE RESIDENCE AS A		・図書の整理:新規購入図書
52	千葉県市川市立冨貴島小	1001 左/百	・夏休みの図書館開放の協力:図書の貸出、返却
		1981 年頃	・保護者による「いずみ読書会」と連携しての、紙芝居、読み聞かせ、
			語り聞かせ
	11.相主之体士小	1001	・ボランティアとして学校図書館開放司書と共に、
53	札幌市立伏古小	1981	学校図書館の地域開放で週3日活動:貸出/読み聞かせ
	共和士士恭の辺の	1001	・ボランティアとして学校図書館開放司書と共に、
54	札幌市立藤の沢小	1981	学校図書館の地域開放で週3日活動:貸出/読み聞かせ
rr.	基似点点	1001	・ボランティアとして学校図書館開放司書と共に、
55	琴似中央小	1981	学校図書館の地域開放で週3日活動:貸出/読み聞かせ
56	名古屋市立大坪小	1982 年頃	・児童図書の貸出
10000	FURNISHED SHALLES ADDRESS SIGN AS		
57	練馬区関町北小	1983	・学校図書館地域開放で、貸出、返却、館内整理
58	 山口県徳山市立徳山小	1984 年頃	・新刊書の整理・廃棄図書目録の作成
7742541			・図書修理 ・PTA 文庫の運営
59	千葉県船橋市立西海神小	1985	・カーペットと絵本の寄贈: 創立 30 周年記念
60	愛知県半田市立宮池小	1985~1988	・PTA 費援助:児童用図書費、消耗品費
61	三重県度会郡御薗村立御園小	1986	· PTA 費援助: 消耗品費 (18 万円)
62	愛媛県宇和島市立明倫小	1987	・PTA 費援助:図書購入費、新聞代
63	茨城県結城郡石下町立石下小	1987	・バザーの開催:本棚、じゅうたん、座卓購入 ・図書寄贈
64	札幌市立丘珠小	1988	・図書寄贈:開校 110 年の記念文庫
65	東京都練馬区立石神井東小	1988	・学校図書館地域開放の運営
00	未示即 林尚臣立口仲开果小	1900	
66	北海道美園小	1988 年頃	・地域開放図書コーナーの設置 ・壁の塗り替え
		5. 50%	・畳とカーペットコーナーの設置 ・読み聞かせ
67	岐阜県可児市立帷子小	1989	・図書修理 ・牛乳パックを集め、資源再利用の椅子を4つ設置

注1 実施年度の欄に「~年頃」と記載の箇所については、実施年度の明記がないため、文献記載の年より判断した。 注2 下線の付記してある学校は、学校図書館の地域開放を行っていた学校である。

「学校司書」の雇用条件の現況と課題

米谷優子[†] [†]関西大学(非常勤) hgg00426@nifty.ne.jp

改正学校図書館法で規定された「学校司書」について、雇用の課題を探ることを目的として、施行後の募集記事に示された雇用条件を確認した。1年以内の短期契約、低賃金の非正規職が大半で、短時間・複数校勤務も多数みられた。図書館司書と共通する課題のほか、学校司書にはさらに、司書教論等との関係性や一人職場など特有の課題も考えられる。学校司書が「官製ワーキングプア」にならぬよう、専門職としての制度的確立が必要である。

1. はじめに

2014年6月学校図書館法が改正され、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」(いわゆる「学校司書」)についての第6条が新設された。ただし、改正法では、配置は努力義務であって、必置とはなっておらず、ここが司書教諭とは異なる1。

本研究では、2015 年 4 月の改正法施行以後公表された、「学校司書」の募集記事に示された雇用条件の現況を確認し、学校司書雇用の課題を探ることを目的とする。

2. 研究方法

公立学校勤務の「学校司書」を募集する記事 から、そこに示された雇用条件を抽出した。対 象記事は 2015 年 4 月から 2016 年 3 月発行の 「ぱっちわーく」誌2の「学校図書館をめぐる人 の動き」に掲載された記事155件である。この うち1件は学校支援センター勤務であったため 除外した。また、雇用主が同じであるが、学校 種が異ったり、勤務日などの条件の異なる職が まとめて書かれていた記事6件は、それぞれ別 件としてデータ化した。雇用主・職名・勤務先 が同じで募集時期のみが異なる場合は、最新の 記事のみを対象とし、古い11件を除外した。さ らに、企業からの募集案件1件がここに含まれ ていたが、本研究では、「学校の設置者が雇用す る職員」に限定して3、地方自治体が募集する 148 件を分析対象とした。

これらについて、各記事に記述された、職名・ 任用、職務内容、資格要件、勤務曜日・勤務時 間、賃金等待遇、雇用期間と再任用について確 認した。記事内容については、その自治体名で 検索エンジンでも検索し、ネット上の情報がヒットすれば、そこで提供されている内容とも照 合した。ただし、実際に記事に補足する内容は なかった。

3. 分析結果

3.1 職名·任用

改正学校図書館法の第6条では、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」は「学校司書」と 称されている。

調査した中では、金沢市(石川県)が、「平成28 年度より学校図書館司書の名称から学校司書に変更する」と明示していた。これも含めて、法令にある「学校司書」の名称を用いているのは38件で、他に、「学校図書館司書」、「学校図書館(等)支援員」、「学校図書館指導員」、「学校図書館(担当)事務員」、「学校図書館司書補助員」「学校図書館司書補助員」「学校図書館司書報助員」「学校図書館司書教諭補助員」「学校図書

滋賀県と神奈川県の高校の学校司書 2 件 (2015年8月掲載) は県の正規職員採用と判断される。これ以外は、非常勤職員、嘱託員・嘱託職員、臨時職員などと明示されるか、あるいは任用が明記されていない場合も、任期または正規職員より短い勤務時間が明示されており、非正規職員としての任用と推察された。「有償ボランティア」もみられた。

館補助員」や「図書司書」という例も見られた。

3.2 職務内容

職名を司書としているだけで職務内容を全く

記載していないものが27件、「図書館業務」「図書館司書業務」とのみ記しているものが16件あったが、他は職務内容を詳述していた。

職務内容としてあげられていたのは、貸出、返却(カウンター業務としているところもある)、整理、分類、目録、データ入力、レファレンス、選書(選定含む)、蔵書管理、ボランティア対応、図書委員会(対応)、図書館だより(広報含む)、読み聞かせ・読み語り、ブックトーク、授業支援(授業補助、授業への資料準備など含む)、利用指導、読書指導などであった。

多くは文部省「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」。作列学された範囲内の業務であったが、他に「校長の指示による業務」「学校用務に係る業務」「学校事務補助に関すること」等が付された記事も見受けられた。

一方、司書教諭等との関係を示す語として、「司書教諭と連携」が12件ある一方で、司書教諭(図書館担当教諭)の「補助」・「補佐」25件があった。「司書教諭の指導の下」という表現も見られた。

3.3 資格要件

資格要件として、「司書」「司書補」「司書教諭」のいずれかの図書館関連資格を必須としているのは、102件(うち司書資格必須47件)であった。必要資格の枠を図書館関連資格から教員免許まで範囲を拡大したものが5件あった。

一方、図書館関連資格を挙げるものの、相当の「経験」等を含めるところもあり(ボランティア経験を含めるところから勤務経験3年以上とするところまで幅はあるが)、「意欲関心あるもの」とさらに拡大したものもあった。

図書館関連資格の要件について全く記載がない記事が 17 件あるほか、逆に図書館関連資格について「必須ではない」「問わない」と明記したのも3件あった。

図書館関連資格のほか、普通自動車免許や PC 操作能力を挙げるケースもあった。

3.4 勤務地

勤務先が明記されたうち、高等学校は4件で、 105件が市町の公立小中学校(特別支援学校を 範囲内に明記したもの3件も含む)、1件が特別 支援学校が1件で、公立図書館との兼務が9件 あった。正規職募集の2件も県立学校と県立図 書館が示されていた。

「巡回」「複数校」「兼務」など、複数校の担当が明記されているものが 22 件あり、中には日替わりで週 5 校という例もあった。

また「異動あり」「4か月ごと変更予定」と明記された例もあった。

3.5 勤務日·時間

週5日の勤務が明記されたケースが67件ある一方、週4日以下が明記された例も26件見られた。「年間80日以内」「年間117時間」など上限の時間数や日数が提示された例もあった。 勤務時間は、1日当り3時間から7時間45

勤務時間は、1日当り3時間から7時間45分までみられたが、正規職員より縮減したケースが多かった。

学校の長期休暇の間は、勤務なしあるいは勤務削減が明記されていたり、勤務日数から休業や削減が推定されるものが 47 件あった。長期休業を外して契約期間を設定する例もあった。

3.6 待遇

賃金体系は、時給740円、1日3,552円、月91,700円など、時給制・日給制・月額制さまざまな形で示されていた。1年間の総額を概算すると、大半が年額200万円以下であり、100万円未満もあった。年間上限額が示された例もみられた。

健康保険、年金保険については、48件が加入を明記し、別の7件が条件付加入を示した。雇用保険については70件が加入を明記していた。逆に、健康保険・年金保険については14件が、雇用保険については4件が加入条件外と明記していた。

通勤手当の支給は、65 件が明記した一方で、20 件が支給なし(賃金に含まれる)と明記していた。また別の11 件は2Km以上の場合にのみ支給という条件を示していた。

有給休暇については、43件が明記する一方で、 3件はなしとしていた。

3.7 雇用期間と再任用

期間の明示をする場合、1年かあるいは年度 途中の募集の場合は、当該年度末の3月末まで、 とするものが多かった。2か月ごとや学期ごと、 半年ごとに契約更新とするものもあった。

再任用は「可能」「更新可」とのみ記している 場合もあれば、「6 か月を限度として」「1 回限 り」「5 年まで」などと上限を示す場合もあった。

4 考察

4.1 司書職の「非正規」問題

今回は、法制化後の「学校司書」の雇用条件を確認したが、契約が1年以内で再任用も有限の非正規職が大半であった。勤務時間や日数は、児童生徒の在校時間より少ない設定も多く、1人で複数校を担当する案件もあった。賃金は総じて低く、社会保険はもとより、通勤手当や有休休暇制度などが用意されない場合もみられた。

低賃金と、雇用期間が有期であることによる 不安定性は、非正規雇用の他の職とも共通する 問題である。

学校司書の法制化を望む声の裏には、認知度 の上昇や配置の拡大のみならず待遇改善の期待 もあったはずだが、法制化された現在でも、労 働条件が良好とは言えない例の多いことが指摘 される。法改正から間がなく、養成等の具体策 が打ち出されていないため、従前の雇用体制を 引き継いだところがあるかもしれないが、この 非正規の傾向が容易に転換するとは考えにくい。

非正規雇用に関しては、同じ司書職である、 非正規割合の増加傾向が激しい公立図書館員⁵ に関して、既に度々取り上げられてきた⁶。

学校司書の非正規化は、公立図書館勤務の非正規職員と共通する課題がある一方、学校司書特有の課題も存する。以下で考察する。

4.2 図書館司書との共通課題

学校司書の養成課程等の詳細は未発表だが、 学校司書業務は、改正学校図書館法の附則において、「専門的知識及び技能を必要とするものであること」と明記されており、公立図書館司書と同様に、専門的業務とされている。ただし、配置は、いずれも法律上必置とはなっていない。

学校司書募集時の資格要件に、図書館関連資格を必須としない場合があったが、これは専門性を重視しない表れともいえよう。資格名や図書館業務について曖昧な語が見受けられたことも、採用側の学校図書館業務への認識の低さと

して、根は同じと考えられるで

図書館員の業務の成果は、利用者の業績に埋 もれて「不可視化」8することが多く、他からそ の業績が判断されにくいことが少なくない。そ こに起因する認識不足と考えられなくもないが、 公立図書館司書と同様、必置でないことの影響 もあるだろう。

学校司書が必置でない限り、非正規化傾向が 続き深化することが危惧される。

なお、学校司書の男女別の現況を示す統計はないが、図書館非常勤司書の95.2%が女性であること(2011)9や、主たる生計を担うには不足過ぎる賃金条件等を鑑みると、非常勤学校司書も多くが女性と推測できる。非正規化は公立図書館と共通してジェンダー問題でもある10。

4.3 学校司書特有の課題

一方、学校司書には、公立図書館とは異なる、 特有の課題もある。

第一に、学校司書の多くが一人職場だという ことである。

公立図書館の場合、正規職と、その少ない枠への参入から外れた場合に「選ばされ」た有期雇用の非正規職司書とがあるという課題はあるが、基本的に正規職と非正規職の業務分担が明確であればそれぞれの領域に入り込むことは少ない11とされるのは、どちらの立場も複数名から構成されるためであろう。

一方、学校図書館には学校司書、司書教諭、 及び図書館担当教員がいて、個々の立場は異な るものの、基本的に一名ずつしかいない。しか も各々の遂行業務には共通部分が少なくないこ ともあって、学校司書と司書教諭等の協同・分 担が求められている¹²。

協働について、現場の学校司書からは「先生 方との関係がフラットでないと、チームでよい 協働ができない」との声がある¹³。

一方、今回、一部の事例で、学校司書の職名を「補助員」としたり、担当業務を 司書教諭の「補助」「補佐」としたりしている例が見受けられた。たとえこの表現を用いなくても、学校司書が非正規で勤務日数や時間が少ない場合、司書教諭や他の教諭と、「フラット」な関係にはなりにくいことが想像される。対等な連携・協力の実現の難しさが指摘される。

また、学校内での学校司書の業務への理解が 不十分な場合、「校長の指示」の下、学校図書館 業務以外の業務が課される可能性も増大する。

さらに、一人職場では、司書では重要とされる OJT の機会¹⁴が乏しく、研修・研究会参加も困難で あるため、勤務開始後のスキルアップの機会が乏 しいことも課題である。

第二は利用者との関係である。学校図書館の利用者は限定されており、その分継続的な「支援」が期待される。また支援の充実には、支援対象者とのコミュニケーションが欠かせないが、それに必要なのはまず時間である。短時間勤務や複数校兼任はそれに逆行する策であることを認め、児童生徒・教職員が十分学校図書館を利用できるような、学校司書の勤務継続性や雇用体制を制度的に確立することが必要である。

学校司書の関わりの深浅は児童生徒にダイレクトに影響する。学校司書が正規雇用で授業に深くかかわっている学校と、非正規の学校では、児童1人当りの貸出数に約2倍の開きがあったという結果15はそれを如実に示すものであろう。これは各校の学校司書の能力差ではなく、雇用上の制約からくる差と捉えなくてはならない。

学校図書館活用の成否は学校、特に公立学校の場合は、それを束ねる地方自治体教育委員会、そして現場の長である校長の姿勢にかかっている。学校司書の雇用を軽視児童生徒の教育を蔑ろにしているに他ならない。する自治体は、結局不利益を被るのは利用者である児童生徒であり教職員であることを自覚するべきであろう。

学校司書の「専門職」として求められる要件と、実際の労働条件の格差が問題である。

学校司書を新たな「非正規公務員」「官製ワーキングプア」として定着させぬよう「非正規」 定着化の流れを断ち切り、学校司書を制度的に 専門職として確立していくことが必要である。 方策だが、文部科学省の法改正後の国会答弁「学校図書館法上の学校司書は、学校の設置者が雇用する職員を 想定するものと理解している」を受けて、今回は公立学校の設置者である地方自治体の案件に限定した。

4 文部科学省「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」(2014.3)

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm) <2016.4.27 確認>

- 5 公立図書館の非正規割合は、2008年調査では19.2%であったのに対し、2012年は67.8%と、増加傾向が甚だしい(2012年調査「自治体臨時非常勤職員の賃金労働条件等調査結果報告」(自治労))
- 6 上林陽治(『非常勤公務員の現在』日本評論社 2015、 『非常勤公務員』日本評論社 2012)、特集記事「特集 図書館ワーキングプア」(『現代の図書館』49(1) (2011) など
- 7 高橋は「図書館の意義・機能・役割を一般の人に周知 してもらう活動」が必要と述べた。学校司書法制化以前 の稿であるが、今なおこの必要性は高いといえる(高橋 恵美子「学校図書館における非正規雇用職員」『現代の 図書館』49(1)(2011)59-63)
- 8 Hartzellは不可視性(invisibility)という語で、学校図書館メディア業務の性質を説明し(長倉訳)、その第一として「図書館員は他者に力を貸すことに携わっている。その貢献は最終的には教師の指導や児童生徒の学業の中に吸収されてしまう」ことを挙げた(Gary Hartzell 長倉美恵子訳「学校図書館や司書教諭に対する校長の意識」『学校図書館学研究』Vol5. 2003 p57)。この部分は公立図書館司書の利用者の情報利用への貢献についても同様と考えられる。
- 9 社会教育調査平成23年度(2011年10月1日現在)
- 10 「問題は、日本社会における非正規労働者の待遇が、「女性労働の家族依存モデル」を前提としたものであること、このような性差別的な社会構造が成立していること自体にある」と述べている。(小杉礼子, 宮本みち子『下層化する女性たち』勁草書房 2015 p70)
- 11 廣森直子「「専門職」女性のキャリア形成と専門性: 司書と栄養士を事例として」青森保健大雑誌13(2011)1-11 ・廣森直子「労働の場における排除と非正規専門職女性の 力量形成の課題: 図書館司書を事例に」『日本の社会教 育』東洋館出版社57(2013)106-117
- ¹² 前掲4 p11
- ¹³ 門脇久美子[ほか]著『学校図書館は何ができるのか』 国土社 2014 p11
- 14 司書の OJT の重要性について、廣森は自身の調査から以下のように述べている。「司書としての仕事のしかた (スキルや知識) の多くは、資格を取る過程で学んだ知識よりも、職場の「先輩や同輩」から教えられて身に着けていく傾向が強く、専門職としての OJT が非常に需要であることが多く語られている」(前掲 11)
- ¹⁵ 岡山県職員労働組合学校図書館部会編「だいすき! がっこうとしょかん」2014 p2
- http://www.icity.or.jp/usr/sisyoku/gakuto2014.pdf <2016.4.27 確認〉

¹ ただし、司書教諭に関しても「政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる」という附則が現在もあり、これによって司書教諭が置かれていない学校も多く存することは別の問題としてある。

² 『ぱっちわーく:全国の学校図書館に人を!の夢と運動をつなぐ情報交流紙』(発行:梅本恵) ISSN2187-7548 ³ 企業が雇用した人材を学校図書館に「派遣」するケースは、この1件(四日市市)の他、東京都文京区等でも見受けられる。これも学校図書館への人材配置の一

教師と学校司書によるティームティーチングの授業 「リテラチャー・サークル」の有効性

中西由香里[†] † 豊 田 市 教 育 セ ン タ ー scl.nakanishi.yukari@gmail.com

抄録

本研究の目的は、学校司書とのティームティーチングによって Literature Circles を国語 科の単元学習の中に取り入れることの有効性を明らかにすることである。小学校 3 年生国 語科の 1 年間を見通した、言葉の領域構成のうち「読むこと」についての指導事項の内容がある単元に絞り、調査を行った。ティームティーチングを担った学校司書が予め単元にあった適切な本を選びサポートすることで、言語活動に多角的な視点が加わり、Literature Circles の有効性が明らかになった。

1. 背景と目的

「読むこと」に関して、平成20年3月28日告示の学習指導要領総則¹⁾では、「言語活動の充実」をあげている。児童が主体的、意欲的な学習活動や読書活動を日常的に行うことが出来るよう環境を整備し、学校全体で思考力・判断力・表現力等を育む観点から、学校図書館を利活用した授業実践を行うよう要請されている。

そこで、本研究では、LiteratureCircles(以 下,LC) に着目して読書活動を検討する。発表 者は、自身の修士論文においてLCが言語活動を 促進する方法のひとつであることを明らかにし ている。LCは、児童が本を選び、一人一役を担っ て作品を読む小集団で話し合う読書活動である。 また,LC はただ読むだけではなく,クリティカ ル・リーデングの要素を取り入れ、作品の文体や 内容,登場人物の行動を評価したり批判したり する読みの活動である。さらに、書いてあること を根拠として、自分だったらどう書くか、どう行 動するかという自分の意見も表現する活動とな る。こうした「読むこと」での課題を子ども同 士で見つけ、その課題を解決するために相互批 判し形成していくことから,授業に取り入れる ことが可能である。

このことを踏まえ、本研究では、学校司書との ティームティーチング(以下、TT)によってLC を国語科の単元学習の中に取り入れることの有 効性を明らかにすることを目的とする。なお、 本研究で取り上げる「読むこと」とは、「小学校学習指導要領国語編」(平成 20·8)²⁾に準拠して、読解指導と読書指導を分けるのではなく、これらを読むことの両側面であると考える。

2. 読書活動調査

2.1 調査方法

学校司書が関わった LC が「読むこと」に おいて効果的であるのかを把握するため に、2014年4月1日から2015年1月31日ま での間に、下記の2つの調査を実施した。

1 つ目は、「読むこと」の効果を図るため、小 学校3年生国語科の1年間を見通した言葉の領 域構成のうち「読むこと」の指導事項の内容が ある単元に絞り調査を行った。調査方法とし て、LCの手法を用いた単元の授業とLCを用い ない単元の授業を比較した。LC を用いた単元 は、「ゆうすげ村の小さな旅館」「木かげにごろ り」、LCを用いない単元は、「本はともだち」で あった。クラス児童32人に対して,本を読み終 えた日,書名,出版社,ひとこと感想を書くこと が出来る「読書記録カード」を渡し記録を取る ように指示した。この「読書記録カード」に基 づき児童の読書活動についてデータを集計した。 2つ目は、「読むこと」の目標である様々な分 野の本を読むことが出来るかを調べるために, 上述の調査対象クラスから3人の児童を抽出し

て、読書傾向が LC を取り入れた授業実施前の

活動と、後の活動を比較した。具体的には、LC 実施前後での児童の言語活動の変化を把握する ために、図書システム LB@SCOOL から図書貸出デ ータの抽出を行い、「読書記録カード」や授業中 のワークシートを分析した。

2.2 LC を取り入れた単元例

発表者は、調査で実施した LC について、Daniels® の提唱する LC モデルの構成要素を損なわないように留意しながら、授業で実践できるプロセスに改良した。下記にそのプロセスを紹介する。

- (a) 学校司書はテーマに基づいた本をブックト ークの手法を用い紹介する。
- (b) 児童は自分が読みたい本を選び、同じ本を 選んだ者同士でグループになる。
- (c) グループごとに読む範囲を決める。
- (d) 一人一人が違う役割になるよう決める。
- (e) 児童はそれぞれ自分の役割で,決めた範囲 を一人で読み,役割シートに記入する。
- (f) 役割に基づいて,グループで話し合う。
- (g) グループで話し合ったことを, クラス全体 に紹介する。
- (h) 教師や学校司書は単元学習中や学習後に、 児童が読んだ本について友だちや家族に 紹介し、交流できるよう配慮する。

ここでは、実際に行った「ゆうすげ村の小さな 旅館」の単元の構想について述べたうえで、LC の実践例を示す。「ゆうすげ村の小さな旅館」の 授業では、全9時間完了の第7時までに学んだ 学習を活かして,第8時9時で,LCを取り入れ 不思議なしかけがいくつもある別の作品を読ま せることにした。「ゆうすげ村の小さな旅館」で は、物語が時間の経過に沿って展開しており、時 間の経過が分かりやすい教材である。また、人物 の行動や会話に気持ちが表れており,人物の気 持ちを想像することが容易なため、本を読むこ とが苦手な児童にとっても読みやすいファンタ ジー教材である。LC の活動では、同じ作品を選 んだ友だちと読みを共有し, 読み広げたり深め たりすることができると考えられることから、 一冊の本を最後まで読みきることができるよう な活動とした。

第8時9時での授業のねらい、展開の内容は以下の通りである。

<第8時のねらい>

- ・8 タイトルの本の中から読みたい本を主体的 に選ぶことができる。
- ・役割を理解し、役割を決めることができる。 <第8時の展開>
- 1 8 タイトルの「不思議なおはなしを読もう」 をテーマとした本の紹介を聞く。(学校司書担 当, LC(a)に相当) 紹介した本は並行読書教材も含め,図書館 に持ちかえる。
- 2 学校司書から役割の説明を聞く。 思い出し係・照明係・人物係・イラスト係 の4つの役割の説明を聞く。
- 3 読みたい本を選ぶ。(教師担当, LC (b) に相当)
- 4 グループの中で役割を決める。(教師担当, LC (d) に相当)

<第9時のねらい>

- ・自分が担当する役割を理解することができる。
- ・役割読みができる。〈第9時の展開〉
- 1 教師から役割の説明を聞く。
- 2 20 分間一人で黙読し役割読みをする。(LC, (e) に相当)
- 3 本の内容について交流する。(LC, (f) に相当)
- 4 読書記録をつける。

2.2 調査対象の選定

発表者は、豊田市内の小学6年生463名に対し、図書システムLB@SCOOLから2014年3月時点の6年間の図書貸出データを抽出し、6年間の読書傾向の調査を行った結果、調査対象児童の読書興味の発達は3年生を境に広がりをみせることを明らかにしている。言葉をかえれば読書能力の個人差は学年が進むにつれ、ますます大きくなっていくことを意味する。この読書傾向の調査結果を踏まえ、さらに、児童の読書能力も考慮したうえで、3年生を調査対象学年として選んだ。

また、様々な分野の本の読みに関する調査では、異なる属性の傾向を分析するために、3名の児童を抽出して調査を行うこととした。抽出方法は、個々人のもっている読書能力を読書量

と読書傾向から評価し、3 つの異なったタイプの児童を選んだ。

読書量については,クラス年間貸出冊数の平均値を基準とした。調査対象児童の2年次末日での,クラス年間貸出冊数の平均値は137冊であったのに対し,A児は328冊,B児は134冊,C児は60冊であった。クラス平均貸出冊数よりも多い児童をA児,平均的な貸出冊数の児童をB児,平均貸出冊数より少ない児童をC児とした。加えて読書傾向を加味した。A児は最初から本を読むことが好きで好奇心が旺盛である。B児は絵本と児童文学を読みながら他の分野の本にも移行しようとしている。C児は絵本を中心に読みはしているものの,他の分野の本に手をのばそうとしていない。以上の異なったタイプの児童3人を選んだ。

3. 調査結果

3.1 読書活動の変化

読書活動の変化については,児童の「読書記録 カード」を分析した。LC を取り入れた単元では,クラス全員の児童が 1 冊以上の本を読むことができた。さらに,グループで取り上げた以外の本もお互いに紹介しながら,複数タイトルを読んだことがわかった。

LC を取り入れなかった単元の授業内でブックトークは実施されていない。この単元では、児童が友だちに紹介したい本を選び、紹介文と絵を描くものである。児童が作成した紹介文は、「わたしがえらんだおすすめの本」として、授業実施日(7月10日)から2月末まで5回にわたり、教室に近い階段の踊り場コーナーに掲示した。

掲示終了後、児童32人に対して掲示で紹介されている本を読んだかについて、児童の読書記録から分析した。その結果、「読んだ」と回答した児童が15人「読んでいない」と回答した児童が17人であった。クラスの約半数の児童は本を読んでいないことがわかった。読まなかった理由は、紹介カードだけあっても本が置いていないので読めない、本が探せない、紹介カードだけだと本の内容がよくわからない、の3点であった。

さらに、LC を取り入れた単元の授業内でも、

児童の本の利用に関してブックトーク実施の有無による差が見られた。当該授業では、ブックトークで各8タイトルの本を紹介した。並行読書用として「ゆうすげ村の小さな旅館」の単元で22タイトル、「木かげにごろり」の単元で49タイトル、複本を含め各150冊以上準備した。授業終了後から、自由に本が読めるようにブックトラックに本を入れ2週間教室に置いた。

2 週間後に児童が読んだ読書実績について、 貸出人数の合計をタイトル数で割り、1 タイト ルあたりの利用者数を算出した。表 1 に示した ようにブックトークで紹介したタイトルとしな かったタイトルの利用者数に差が見られた。こ のように、ブックトークで本を紹介することで、 児童の本の利用に効果が見られた。

表1 一タイトルあたりの利用者数

(人)

単元名	ゆうすげ村のちいさな旅館	木かげにごろり
ブックトークで紹介		22.0
ブックトーク未紹介	1.8	3.1

3.2 学校司書による動機づけの効果

LCを取り入れた2つの単元で実施したブックトークでは、「面白そうだ。読んでみたい」と、児童の関心をとらえるように、学校司書がブックトーク用のシナリオを作成した。シナリオの作成では、1タイトルにつき2分以内で、児童に「手にとって読んでみたい」と、思わせる魅力のある状況を与えることを課題とした。そして、学校司書は、並行読書教材を教室に備えて、児童が「次はどうなるのだろうか」と期待を持ちながら、単元の課題に挑戦出来るようにした。このような刺激と環境整備によって、児童は読書意欲が湧き、「読みたい」という気持ちを喚起することができた。特に学級文庫に置かれている本を紹介した時、子どもたちは親近感を持っている様子で大きな反応が起こった。

このようにして、児童はブックトークを聞く中で得られた情報を拾い集め、言葉を立体化し想像できたときに紹介された8タイトル全ての本を「読みたい」と感じたのである。さらに、授業の中で読むことができなかった残りの本もなんとか全部「読んでみたい」という気持ちが湧きあがってきたのである。もし、クラス全員が

(III)

同じ本でLC活動を行っていたら、授業後、友だち同士で本を紹介し合う姿を見ることはなかったと考えられる。

また、並行読書教材として同じ作家の本を揃えた。こうした学校司書による動機づけがあり、たくさんの本が読まれることに繋がったと考えられる。また、LCを取り入れた様子での児童の記述には、子ども同士で「読書記録カード」から課題を見つけ、その課題を解決するために話し合い、相互批判をし合い、クリティカル・シンキングによって合意を形成していく読みができていたことが示された。

4. 分類別読書傾向

「読むこと」の目標である様々な分野の本を 読むことが出来ているのか把握することを目的 として、3名の児童を抽出し、LCを取り入れた 授業の実施前と後の読書傾向を分析した。結果 は表2に示した。

A児の授業前の読書対象は5ジャンル、授業後は、全てのジャンルの本に手を伸ばしている。B児の傾向は、4ジャンルから8ジャンルに増えた。C児の傾向は2ジャンルから5ジャンルに増えた。児童の読書傾向と「聞き合い・話し合い・伝え合い」の関係を重ねる事例として、A児はどの本が面白いか友だちに聞いて本を選んでいた。B児は友だちと一緒に来て本を選んでいた。A児とB児に共通する点は、友だちの意見を取り入れつつ自分の考えで本を借りていく傾向にあり、新しいジャンルの本に挑戦しやすいというメリットがある。C児は、友だちの意見を取り入れるというより、自分の好きなジャンルに偏る傾向がみられた。

以上のことから、それぞれの児童には個人差が見られるが、3人とも幅広いジャンルの本に手を伸ばすことができるようになったといえる。

5. まとめ

本調査の結果、2つのことが明らかになった。1つは、ブックトークを行い、並行読書教材を提供した LC を取り入れた単元では、クラス全員の児童が1冊以上の本を読むことが出来た。また、ブックトークを行った方が、子どもの読書活動に効果があることもわかった。2つ目は、児童の読む

A児童	
総記哲学歴史社会技術産業芸術	所言語文学絵本
	0 51 28
3 2 5 3 16 13	9 2 43 15
B児童	
総記哲学歴史社会技術産業芸術	所言語文学絵本
0 0 0 0 1 1	0 19 26
0 1 1 2 10 1	0 44 9
C児童	
総記哲学歴史社会技術産業芸術	所言語文学絵本
0 0 0 0 0 0	0 0 12 14
2 0 0 0 3 2	0 50 12

本のジャンルが広がったことである。

これらの要因として、LC によって、TT を担った学校司書が予め単元にあった適切な本を選び、ブックトークをすることが単元構成に位置づけられていることがあげられる。さらに、学校司書が関わることで、授業後も、読むことが苦手だけれど読めるのではないかと思えるような動機づけを児童に与えられたことが考えられる。

また、LC は従来型の読書活動と違い、ことばという道具を使いグループのメンバーとそれぞれの子どもが相互にやりとりすることを通して、「聞き合い・話し合い・伝え合い」に重点をおいている。さらに、指導の場所が教室に留まらず、図書館を日常的に利用していることで、児童が本と出合う機会や学校司書からサポートを受けやすい環境にあることも効果の要因であるといえる。

以上のことから、国語科の単元学習の中に LC を取り入れた方が児童の言語活動に多角的 な視点が加わり有効であるということが明らか となった。教師と学校司書がそれぞれの専門性 を活かし合い連携をとることで、今までとは違 う読書指導方法 LC の効果を発揮することが出 来たのである。

引用文献

- (1) 文部科学省『小学校学習指導要領解説総則編(平成20年8月)』,東洋館出版社p.52.
- (2) 文部科学省『小学校学習指導要領解説国語編(平成20年8月)』,東洋館出版社p.61.
- (3) Daniels, H. Literature Circles: Voice and Choice in the Student-Centered Classroom.

 York, Me., Stenhouse Publishers, 1994, p.18, 28.

小学生用ブックリストの提供の傾向:都道府県の事例の分析

橋詰秋子(国立国会図書館)hasizume@ndl.go.jp

子どもにおすすめの児童書等を紹介するブックリストの実態を明らかにするために、都道府県単位で作成されインターネットを通じて公開されている小学生用のブックリストを対象に、2015年11月にウェブ調査を実施した。調査結果を定量的に分析することで、どのようなブックリストが提供されているか特徴を探った。また、ブックリストに掲載されている児童書等の書誌データを分析し、主に量的側面から、掲載書の傾向を明らかにした。

1 研究の背景と目的

子どもにおすすめの児童書等を紹介するブックリストは、子どもや保護者等からのニーズも高く、図書館の現場において積極的に取り組まれることの多いサービスである。児童サービスにおいては、ブックリストは子どもと本をつなぐ手法の一つとして位置付けられている。辰巳は、"(ブックリストは)いつでもどこでも子どもが見たいときに見て、本を読む手掛かりにできるものである。また、児童図書館員にとってもブックリストを作成することで子どもの本をよりいっそう知ることができる"と述べている(1)。

現在、国を挙げて進められている子どもの読書活動推進の取組の中で、都道府県単位のブックリストを作成・公開するところが目立ち、全国的な広がりを見せている。ブックリストは、児童サービスや子どもの読書活動推進の取組において基本的な活動と考えられるにも関わらず、これまで全国規模の調査が行われたことはなく、どのようなブックリストが提供されているか、その実態は明らかではない。

本研究の目的は、都道府県単位で作成されインターネットで公開されている小学生用ブックリストを取り上げ、ブックリストとそこに掲載されている児童書等を定量的に分析し、その実態を明らかにすることである。グレード(年齢層)別に作られることの多いブックリストの中で小学生用を対象としたのは、小学生用リストは他グレードと比べ作成されることが多く、ブックリストの実態把握の第一歩として取り上げるのに相応しいと考えられたためである。なお、ブックリストには保護者や教員など小学生の周りにいる大人を想定して作られたものもあるが、それらのうち小学生向けの資料を紹介しているリストは対象に含めた。

具体的な研究課題として、次の2つを設定した。 (1) どのようなブックリストが提供されているか、 その特徴を探る。

(2) ブックリストに掲載されている児童書等の傾向を、主に量的側面から明らかにする。

児童サービスや児童書に関する先行研究で量的な分析を手法とした研究は、次のものを除き、あまり多くない。汐崎は、国立国会図書館が作成した書誌データを計量的に分析することで、戦後日本の児童書出版の特徴を明らかにした②。安形と橋詰は、学校図書館の蔵書の書誌データを分析し、蔵書の傾向やその重複率を探った③。本研究では、これらの先行研究で用いられた手法を参考に、児童書等の書誌データの抽出や整理、分析の手法を設定した。

2 研究の方法

2015年11月、ブックリストを洗い出すウェブ 調査を人手により行った。その結果、47都道府県 中41でリストが作成されていることが分かった。 ブックリストに掲載されている児童書等につい ては、リスト上は詳細な書誌データが不明なもの が多かったため、国立国会図書館サーチのAPIか ら書誌データを抽出し、分析用のデータとした。 抽出には、ISBN もしくは著者名及びタイトルを キーとして用いた。汐崎の研究2から、児童書には ロングセラーで版を重ねる作品が多いことが明ら かとなっている。本研究では、版ではなく著作の 単位で分析を行うために、改版が多い作品は調査 時点の最新版の書誌データを抽出することとした。 なお、NDL サーチの API から書誌データを取得 できない作品については、それが掲載されている ブックリストの作成地域の都道府県立図書館(以 下、「県立図書館」という。)の OPAC を検索し、 その書誌データを転記した。また、NDL サーチの 書誌データの中に含まれていた、NDC 未付与の データについては、カーリル等の情報を参考に筆 者が NDC を付与した。書誌データの抽出とデー

タ整形は、2016年1月から3月にかけて行った。 研究課題(1)のために、ウェブ調査で見つかった ブックリストの作成主体や掲載冊数等を分析した。 さらに研究課題(2)のために、分析用に抽出した書 誌データを、タイトル、出版年、NDC等で分析し た。また、ブックリストの掲載書の重なりを調べ るために、リストの重複率を、"リストiとリスト jの和集合に対する積集合"と定義し算出した。

3 結果と考察

3. 1 提供されているブックリストの特徴

ブックリストを公開していた都道府県 41 のうち、18 県で1 種類の、14 県では2 種類の、9 県で3 種類以上のリストを提供していた(図1)。最大数は6 種類であった。

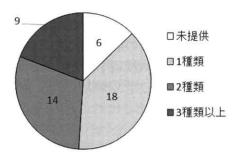


図1 提供するリストの種類数(都道府県単位)

都道府県単位のリストの作成発行を行う主体は 県立図書館には限らず、県教育委員会や県読書推 進協議会といった図書館以外が担当しているもの もあった。そして、提供するリストの種類数が多 い県ほど、作成発行主体が複数存在する傾向が見 られた。

ウェブ調査により見つかった都道府県単位のブックリスト数は 81 で、うち本文がインターネット公開されていたものは 78 であった。

81 リストのうち、作成提供主体として県立図書館が関与しているリストが約半数を占めていた(41 リスト(51%))。その他、県教育委員会の関与するリストが26(32%)、県の青少年育成担当部局の関与するリストが11(14%)、どれにも当てはまらないものが3(4%)であった。

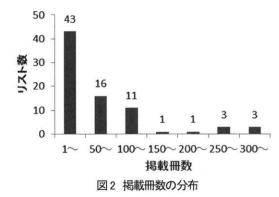
ブックリストは、様々なタイプのものが混在していた。本研究では、見つかったリストを、位置付けや作成方法を考慮して設定した6つのタイプに区分した。各タイプに当てはまるリスト数は、

表1のとおりである。(なお、このタイプは相互排他的ではなく、複数のタイプに当てはまるリストが存在している。)前述の県立図書館が関与しているリストは図書館員が選定しているリストと重なるため、[C]タイプが約半数を占めている。

表1 タイプ別のリスト数

	ブックリストのタイプ	リスト数
[A]	読書感想文コンクール課題図書リスト ※県の学校図書館協議会が作成する場 合が多い。継続。	3 (4%)
[B]	県の青少年健全育成条例等に基づく優良選定図書のリスト ※県の青少年育成担当の部局が作成発行を行う。継続。	11 (14%)
[C]	図書館員が選定したリスト	41 (51%)
[D]	児童の推薦を踏まえて作成したリスト	7 (9%)
[E]	教員の推薦を踏まえて作成したリスト	6 (7%)
[F]	その他(県民から募集によって作成した リスト、読書推進運動協議会が作成した リスト等)	18 (22%)

さらに、本文がインターネット公開されている 78 リストについて、掲載書の冊数を分析した。すると、2 冊から 323 冊までと掲載冊数の量に幅があることが分かった。なお、平均冊数は 74.8 冊、最頻値は 40 であった。図 2 から見て取れるように、半数強は 50 冊未満のリストであったが、100 冊以上のリストが全体の 1/4 を占め、300 冊を超える大規模なリストも複数存在していた。



3. 2 掲載されている児童書等の傾向 ①掲載が多いタイトルと出版社

ブックリストに掲載されている児童書等の書誌 データを分析し、掲載数が多いタイトルと出版者 を明らかにした。

表2 掲載数が多いタイトル

タイトル	掲載 数	全リスト[79]に 占める割合
エルマーのぼうけん	36	46%
あらしのよるに	23	29%
モモ	22	28%
ルドルフとイッパイアッテナ	21	27%
100万回生きたねこ	20	25%
ぼくは王さま	20	25%
大どろぼうホッツェンプロッツ	19	24%
ライオンと魔女:ナルニア国ものがたり	18	23%
白いぼうし	17	22%
チョコレート工場の秘密	16	20%

表2のとおり、上位10位は全てフィクションであった。(なお、ノンフィクションで最も上位のタイトルは、31位の「ファーブル昆虫記」であった。)児童サービス論の蔵書構成において、いわゆる「基本図書」とよばれるタイトルが並んでいるといえる。「エルマーのぼうけん」は、突出して掲載率が高く46%のリストに掲載されているが、2位以下のタイトルの掲載率は30%以下である。ここから、どのリストにも必ず掲載されているタイトル群は存在していないことが分かる。

表3 掲載冊数が100以上の出版社

出版社	掲載冊数	全冊数に 占める割合
福音館書店	978	17%
岩波書店	534	9%
偕成社	413	7%
ポプラ社	371	6%
講談社	360	6%
岩崎書店	193	3%
評論社	158	3%
あすなろ書房	138	2%
理論社	138	2%
徳間書店	137	2%
金の星社	133	2%
あかね書房	133	2%
童心社	132	2%

表3からは、ブックリストへの掲載冊数の多い 出版社には、児童書を主とする出版社が目立ち、 特に福音館書店の比率が高いことが読み取れる。 全ブックリストを範囲として出版社数を数えあげ ると、総数は265社であった。そのうち、掲載書 が1冊のみの出版社は119社と総数の45%を占 めていた。ここから、多くのブックリストに掲載 される出版社が少数ある一方で、特定のブックリ ストに1冊だけ掲載される出版社が非常に多く存 在していることが分かる。

②出版年代と NDC 類ごとの割合

表4に、出版年代別にみた NDC 類ごとの掲載 冊数を示す。総冊数における出版年代別の割合をみると、出版年代が新しいほど比率が高くなっている。同じく総冊数における NDC 類ごとの割合をみると、9 類と E (絵本) に集中していることが分かる。両者をかけ合わせると、出版年代が新しいほど 0~8 類の占める割合が増していくことが見て取れる。逆にいえば、9 類と絵本は出版年が古いものもブックリストの掲載書として選定されているといえる。

前述のリストのタイプごとに、出版年代と NDC 類ごとの割合を示したのが、図3と図4で ある。ここから、特徴的な傾向を示しているタイ プがあることが分かる。

図3から、図書館員が選定した[C]タイプは、比較的バランスよく各年代の資料を掲載していることが見て取れる。読書感想文コンクール課題図書のリストである[A]タイプと優良選定図書のリストである[B]タイプは、最近の出版年のものを掲載する傾向があるといえる。この傾向には、両タイプの発行が(年1回など)継続的であることが影響していると推察される。

表 4 出版年代別にみた NDC 類ごとの掲載冊数

出版年	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	8類	9類	E	総冊数(%)
~1959	0	1	0	0	0	0	0	0	2	6	9 (0%)
1960~69	1	1	1	3	0	0	0	0	100	133	239 (4%)
1970~79	0	3	5	13	0	0	2	0	113	236	372 (6%)
1980~89	0	38	19	38	8	8	14	3	301	231	660 (11%)
1990~91	9	46	40	81	18	9	28	2	601	452	1286 (22%)
2000~09	27	98	151	178	34	19	36	7	1077	448	2075 (36%)
2010~15	11	71	60	129	38	42	20	4	548	239	1162 (20%)
総冊数	48	258	276	442	98	78	100	16	2742	1745	5803
(%)	(1%)	(4%)	(5%)	(8%)	(2%)	(1%)	(2%)	(0%)	(47%)	(30%)	

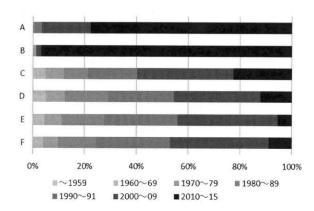


図3 タイプ別にみた出版年代の割合

下の図4から、[B]タイプは他と比べると0~8 類の割合が高いという傾向が分かる。逆に9類と E(絵本)の割合が高いのは、児童の推薦を踏まえ て作成した[D]タイプであった。

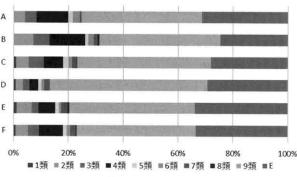


図4 タイプ別にみたNDC 類ごとの割合

③ブックリストの重複率

分析対象とした 78 リストでペアを作り (総ペア数は2859)、ペアごとに掲載書の重複率を算出した。平均重複率は6%、重複率0%のペアが1538と全体の54%を占めるなど、全般的にみるとブックリストの間の重複率は高くなかった。

特筆すべきは、重複率が100%のペアが1組存在していたことである。これは、どちらも[C]タイプのリストであった。公開されている情報からは掲載書が完全一致した理由は明確には分からなかったが、具体的なタイトルが、児童サービスで「基本図書」とよばれるものと同じであることから、

「基本図書」の影響が推察される。ブックリスト の掲載書と「基本図書」との比較は今後の課題と したい。

重複率が2割を超えるペアは6組あり、それらのリストは[C]タイプもしくは[D]タイプであった。

[A]タイプと[B]タイプが含まれるペアで重複率が 10%を超えるものはなかった。[A]タイプと[B]タ イプが他のタイプと異なる傾向をもつことは、こ こからも推察できるだろう。

4 まとめ

本研究によって、都道府県単位で作成提供されている小学生向けブックリストについて、主に量的な側面から、実態を明らかにすることができた。ブックリストには、県立図書館が作成提供するものだけでなく各種のタイプがあり、掲載される児童書等に特徴的な傾向をもつタイプが存在していた。掲載冊数は2冊から323冊と幅があった。掲載される児童書等はフィクション(9類および絵本)に集中していたが、リスト間の掲載書の重複率は低く、どのリストにも必ず掲載されているようなタイトル群は存在していなかった。

今回の結果は、筆者が児童サービスの現場で経験則として持っていた実感と大きく異なるものではなかった。この結果は、これからブックリストを作成する図書館員が、リストの内容や掲載書を選定する際の参考情報として活用することができる。

本研究は、都道府県単位の小学生向けのブックリストを対象としたが、子どもの読書を考える上で市町村レベルの活動や小学生以外の年齢層に向けた取組も重要である。研究の範囲を、市町村単位のものや小学生以外の年齢層に向けたものに広げることが今後の課題である。また、今回そのごく一端を明らかにできたブックリストの資料選定について多面的に考察するために、児童サービスの「基本図書」との比較、児童書の出版動向との比較、リスト作成者へのインタビューなどの調査も必要だと考えられる。

注:引用文献

- (1) 辰巳義幸編著. 児童サービス論. 東京書籍, 1998, 214p.
- (2) 汐崎順子. 戦後日本における児童書出版の特徴: 国立国会図書館所蔵児童書データの分析を中心に. 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集, 2009, p.45-48.
- (3) 安形輝、橋詰秋子. 学校図書館の蔵書分析: 13 校の全蔵書データを対象に. 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集, 2013, p.33-36.

大学図書館における電子版マンガ提供の試み ―首都大学東京の事例―

栗山正光 首都大学東京学術情報基盤センター mtkur i@tmu. ac. jp

抄録

マンガの電子版を大学図書館が提供する需要があるのか、どのように利用されるのか、また、提供に際してどのような課題があるのかといったことを調べるため、首都大学東京において「手塚治虫マンガデジタルライブラリー」の提供を試験的に実施した。アクセス統計とアンケート調査からいくつかの傾向が読み取れた。また、全国の大学図書館の印刷体手塚作品の所蔵状況を調査し、今回のアクセス状況と比較・考察した。

1. 研究の背景、目的

現在、大学図書館では一般に、マンガを資料として収集・提供することはあまりない。しかし、日本のマンガは世界的に人気があるだけでなく、大衆文化を考える上で必要不可欠の要素となっており、マンガに関する評論や研究書も数多く出版されている。マンガ作品自体を学術資料として扱う動きもすでに2000年あたりから出て来ている(1)。また、外国語に翻訳された日本のマンガを語学教材として学生に提供する例もある。

日本の大学図書館がどの程度マンガを所蔵しているかについては、小山らの調査⁽²⁾がある。それによれば、2012年の時点で NACSIS-CAT 参加館のうちマンガを一冊でも所蔵している図書館は 74.4%と多数派になっている。ただし、ほとんどの館が所蔵冊数は千冊以下であり、他の資料タイプと比較して極端に所蔵されない傾向にあるという。

一方で、大学図書館が提供する学術雑誌は今 や電子ジャーナルが当たり前となっており、学 術書や文芸書も電子書籍として出版されるも のが珍しくない。マンガに関しても電子版のイ ンターネット配信が進みつつある。 本研究は、こうした状況の中で、マンガの電子版を大学図書館が提供する需要がどの程度あるのか、どのように利用されるのか、また、提供に際してどのような課題があるのかといった点について調査し、知見を得ることを目的とした。

2. 研究の方法

「手塚治虫マンガデジタルライブラリー」(以下、手塚ライブラリー)を導入し、首都大学東京において1年半に渡って試験的に提供した。これは手塚治虫全作品の日本語版(400巻)といくつかの作品の英語版(62巻)、中国語繁体字版(166巻)をインターネット上で閲覧できる商品である。ストリーミング形式なので画像のコピーやダウンロードはできない。

サイトライセンス契約により、定額で、キャンパス内の端末であれば同時接続数無制限でアクセスできる。利用者は手塚ライブラリーに直接アクセスすることもできるが、筆者のホームページにリンクを用意し、ここからアクセスしてもらうようにした。ここに Google ドライブのフォームを使ったアンケート調査への入口を設けた。

利用者への周知方法としては、筆者のホームページへのリンクを図書館ウェブサイトから張ってもらった他、図書館の協力を得てポスターの掲示、チラシの配布を行った。

手塚ライブラリーの販売業者 iGroup は COUNTER 準拠のアクセス統計を提供しており、インターネットからダウンロードできる。このデータを表計算ソフト Excel で加工し、いくつかのアクセス統計を作成した。これと上記アンケート調査により利用実態の把握を試みた。

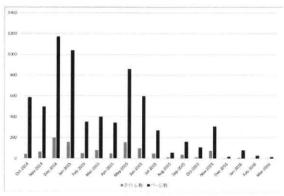
さらに、日本全国の大学図書館における紙の 手塚作品の所蔵状況を調査し、それとも比較し て考察を加えた。

3. アクセスの状況

図1に月ごとのアクセス数を示す。灰色がアクセスしたタイトルの数、黒がウェブ・ページ・ビュー数 (ページ閲覧数) である。2014年10月の提供開始以来、当初のPR効果もあってか、12月と2015年1月には1,000ページを超えるアクセスがあった。しかし、大学が春休みに入る2月には急激にその数が落ち込んでいる。これは学生が大学に来なくなったせいと考えられる。

新学期が始まった 4 月にもアクセス数は回復しなかったが、5月にまた急速に伸びた。これは、再びポスター掲示やチラシ配布を行ったことも影響していると思われる。その後はまた減少に転じ、夏休みに入る8月はそれまでの最低を記録した。9月以降、ちょっと回復したが、12月以降はほとんどアクセスがなくなってしまった。

図2は全期間を通じての曜日ごとのページ 閲覧数である。週の半ばである火、水の閲覧数 が多く、土日は少ない。大学のキャンパス内か らしかアクセスできないので当然ではあるが、 月ごとのアクセス数と同様、大学に来る人の数



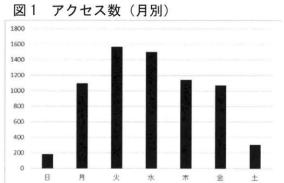


図2 ページ閲覧数 (曜日別)

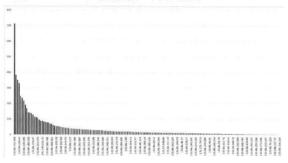


図3 ページ閲覧数(IPアドレス別)

と相関関係があると言える。

図3にIPアドレス別のページ閲覧数を示した。DHCP接続の端末も多く、IPアドレスはあまり意味がないが、一応、ロングテールの様相を呈している。

図4は作品別のアクセス回数を全期間に渡り集計したものである。ここでは、複数巻に分かれているタイトルは一つにまとめ、アクセス数を合計した。「ブラック・ジャック」が圧倒的1位で、「火の鳥」、「ブッダ」、「アドルフに告ぐ」と続く。アクセスがあった 106 タイトルのうち 10 回以上アクセスがあったのは 24 タイトル(23%)だが、そのアクセス累計は 873

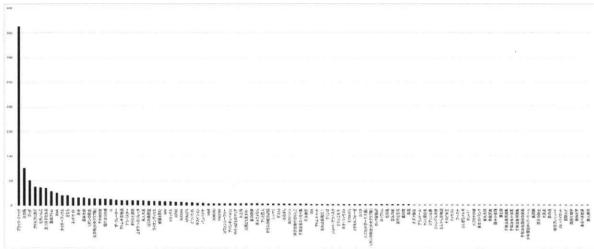


図4 作品別アクセス数(全期間)

で、全アクセス回数 1,090 のちょうど 80%を 占める。いわゆるパレートの法則がここでも成 り立っている。

7位「Black Jack」は英語版である。これを 含め、英語版は9作品に計64回、中国語版は 「森林大帝(ジャングル大帝)」など4作品に 計22回のアクセスがあった。図5に英語版、 中国語版の月ごとのアクセス数を示す。

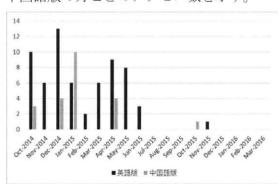


図5 英語版、中国語版のアクセス数

4. アンケート調査結果

Google ドライブのフォームによるアンケートへの回答者は7人(学部生3人、大学院生4人)にとどまった。利用目的としては、教養・娯楽が5人、語学学習が2人、研究が1人だった(複数回答あり)。

満足度などについて、5点満点で評価しても らったが、結果は表1の通りである。全体とし ての満足度は高いが、閲覧ソフトの操作性や応 答速度にやや難があることがうかがえる。特に 応答速度については、4人が2、3人が5とい う評価で、たまに応答が悪い時があることを示 している。手塚作品自体への評価は高い。

自由記述では、研究目的で利用したと回答した大学院生から、底本の書誌情報がわかりにくいという指摘があった。版によって内容や台詞が異なることもしばしばあるので、研究に使用するにはそこが難点とのことである。

表 1 手塚ライブラリーの評価 (n=7)

	平均	標準偏差
全体としての満足度	4.14	0.64
閲覧ソフトの操作性	3.29	1.03
画面の見やすさ	3.71	1.03
応答速度	3.29	1.48
手塚作品自体への評価	4.57	0.49

5. 紙の手塚作品の所蔵状況

日本の大学図書館における手塚治虫作品の所蔵状況を調査した。方法は次の通りである。

CiNii Books で著者=手塚治虫、分類= 726.1 (漫画) で検索すると 798 件ヒットし、簡略な書誌データと所蔵巻号のリストが表示される (2016 年 3 月 18 日現在)。このウェブ・ページを HTML 形式でダウンロードし、そのファイルからタイトル、出版社、出版年、シリーズ、所蔵館数を簡単な Perl プログラムで抜

き出してタブ区切りのリストを作成した。さらにこれを表計算ソフト Excel で読み込み、加工・分析した。

その結果、所蔵のない書誌レコード4件を除いて794タイトルがのべ12,314館で所蔵されていることがわかった。上述の小山らの調査(2012年)では、649タイトル、5,837冊の所蔵で、本研究とは調査方法が違うので一概に比較できないが、著しく数が増えており、手塚作品の新規購入が続いていることをうかがわせる。

所蔵館数の多い順に単純に並べた場合の上位 10 タイトルが表 2 である。圧倒的な 1 位は『ぼくのマンガ人生』だが、これは岩波新書に収録された自伝でマンガではない。同様に次の『僕はマンガ家』も、8 位の『ガラスの地球を救え』も文章作品である。また、4 位の"Manga! manga!"は日本マンガの作品集で、他のマンガ家の作品も収録している。

多くの作品に異版が存在し、複数の書誌レコードにそれぞれ所蔵レコードがついている。その一方で、『天地創造』、『十戒』、『イエスの誕

表2 所蔵の多い手塚作品(未調整)

順位	タイトル	出版社	所蔵館数
1	ぼくのマンガ人生	岩波書店	453
2	手塚治虫: 僕はマンガ家	日本図書センター	159
3	天地創造	集英社	96
4	Manga! manga! : the world of Japanese comics	Kodansha International	92
5	十戒	集英社	88
6	イエスの誕生	集英社	82
7	Black Jack	秋田書店	75
8	ガラスの地球を救え	光文社	72
9	アドルフに告ぐ	文芸春秋	67
10	火の鳥	角川書店	58

表3 所蔵の多い手塚作品(調整後)

順位	作品	版の数	所蔵館数
1	火の鳥	14	217
2	ブラック・ジャック	8	198
3	ブッダ	8	163
4	アドルフに告ぐ	10	154
5	手塚治虫の旧約聖書物語	3	125
6	鉄腕アトム	13	106
7	ネオ・ファウスト	4	82
8	陽だまりの樹	7	80
9	ビッグX	6	72
10	ケン1探偵長	6	71
10	どろろ	5	71
10	フィルムは生きている	5	71

生』(「手塚治虫の旧約聖書物語」の1,2,3巻) のように、主にセットで所蔵されているものもある。そこで、同一作品異版は統合して所蔵を合計すると同時に、セット物で各巻ごとに書誌が作られているものは第1巻の所蔵館数を採用、というルールで作品ごとに所蔵館数を集計した。

これにより、367作品の所蔵館数順リストが得られたが、そのうち文章作品や他の作家との合同作品集を除外した上位10件が表3である。「火の鳥」と「ブラック・ジャック」の順位が入れ替わっているが、「ブッダ」、「アドルフに告ぐ」までの上位4作品は、首都大学東京のアクセス数上位と同じである。

6. 考察とまとめ

手塚ライブラリーの利用は残念ながら尻す ぼみに終わった。この製品のようにコンテンツ が固定されている(外国語版はこれから増える 見込みとのことだが)場合、継続的に費用負担 が発生する契約形態は費用対効果に乏しいと 言わざるを得ない。

しかし、手塚作品自体への評価は依然として 高く、今後も研究対象となる可能性が高い。電 子形態を生かした製品、たとえば外国語版も含 めて主要な異版を網羅して比較対照でき、関連 資料などともリンクした手塚治虫全集ができ れば、新たな需要も掘り起こせると考える。

参考文献

- (1) 牧野圭一「大学図書館へのマンガ、アニメ、 ゲームの導入」『大学時報』Vol. 49, no. 275, 2000.11, p. 114-119.
- (2) 小山信弥ほか「日本の大学図書館におけるマンガの所蔵状況」『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』, 2012, p. 33-36, www.mslis.jp/am2012yoko/09_koyama.pdf, (参照 2016-04-13).